

「保護国」期における朝鮮ナショナリズムの展開

——伊藤博文の皇室利用策との関連で——

月 脚 達 彦

目 次

はじめに

- 一 純宗の即位式と皇帝像の変化
 - 1 高宗の「讓位」と純宗の「即位」
 - 2 即位式における皇帝像の変化
 - 3 純宗の行幸
 - 4 皇太子の行啓
 - 5 皇后像
- 二 「保護国」下の皇帝と民衆
 - 1 御真
 - 2 慶祝行事における「近代」と「伝統」
 - 3 身体の規律化
 - 三 南巡・西巡と民衆

- 1 南巡・西巡の挙行
- 2 風説の流行と義憤
- 3 日章旗拒否

四 「抗日ナショナリズム」の形成

- 1 巡幸と「自治育成政策」の破綻
- 2 「忠君愛国」の矛盾
- 五 まとめと展望
 - 1 朝鮮ナショナリズム形成における「保護国」の位置
 - 2 帝国の「記憶」

はじめに

本稿は、朝鮮におけるナショナリズムの形成を、高宗の「讓位」の後に展開された伊藤博文の皇室利用策との関連で考察しようとするもので

ある。朝鮮のナシヨナリズム形成は、日清戦争から大韓帝国の成立を画期とする冊封体制からの「独立」と、日本による植民地化の過程という二つの画期を踏むと考えられる。¹⁾ 本稿では前者を「大韓帝国的ナシヨナリズム」、後者を「抗日ナシヨナリズム」と仮に呼ぶが、その第二の段階がこの時期にあるのである。

この時期の伊藤の対韓国政策は、森山茂徳氏によって「自治育成政策」と名づけられている。森山氏によれば、伊藤の「自治育成政策」は「日本の指揮監督」のもとに韓国の司法制度整備、銀行設置、教育振興、殖産興業を推進するものであるが、様々な反対から当初の意図を実現できず、「自治育成政策」と表裏を成す形で統制政策が導入された。この統制政策は人心慰撫の諸施策とさらに表裏を成している。そのうち皇室については、政務の実権と経済的基盤を奪って象徴としての存在に祭り上げるとともに、皇帝の巡幸や詔勅の渙発などによって人心を収攬しようとした。ところが、こうした伊藤の皇室利用策は韓国側のナシヨナリズムを喚起し、韓国に対する保護国支配に逆効果になることもあった。²⁾

では、なぜ伊藤は皇室利用策を取り、その結果韓国のナシヨナリズムが喚起されたのだろうか。次のように考えられよう。第一に、日本の朝鮮侵略が海野福寿氏のいう「論理矛盾」をもたず進められたことである。日本は一九〇四年の日韓議定書で「大韓帝国ノ独立及領土保全ヲ確實ニ保障スル事」をうたいながらも、実際には韓国に内政干渉を認めさせ、第二次日韓協約（保護条約）では韓国の外交権を侵奪するという「論理矛盾」に遭遇していた。³⁾ その結果、韓国統監に就任した伊藤は、日本による韓国の独立保持を表明し続けなければならなかった。⁴⁾ 伊藤に

おいては韓国の独立と日本の保護は矛盾しないが、それは「自治育成政策」があくまでも日本の「指揮監督」と日韓「親睦」（伊藤は演説などでこの言葉を繰り返した）のもとにあることを前提にする。この韓国の独立と日本の保護の「論理矛盾」は、韓国皇室に対しても共通するものだった。日韓議定書では「大日本帝国政府ハ大韓帝国ノ皇室ヲ確實ナル親誼ヲ以テ安全康寧ナラシムル事」をうたい、さらに保護条約で「日本国政府ハ韓国皇室ノ安寧ト尊嚴ヲ維持スルコトヲ保障ス」とうたったが、実際には韓国の主権者である皇帝から外交権を奪い、一九〇七年にはその皇帝を「讓位」させることになったのである（もつとも日本側は表面に出ず、李完用内閣の主動という形をとった）。こうした行動を隠蔽するために、伊藤は「韓国皇室ノ安寧ト尊嚴ヲ維持スルコトヲ保障」しているという姿勢を示す必要があった。したがって伊藤は単に人心収攬のみならず、日本の朝鮮侵略の「論理矛盾」の「解消」のためにも韓国皇室を利用する必要があったのである。後述するように、その契機は純宗の「即位」の過程から現れている。

ところが第二に、韓国側でも一九世紀末の甲午改革や独立協会などによって、君主の権威のもとに「忠君愛国」の心性を持つ「国民」を創出しようとする運動が進められていた。⁵⁾ 特に、帝・皇室の記念日などを利用して、国旗や万歳などによる「国民」創出運動を行った独立協会によって、皇帝の権威のもとに一定の民衆の動員が可能になっていた。伊藤の皇室利用策はこのような韓国側の運動を前提にしていると考えられることもできる。甲午改革や独立協会にかかわった開化派系人士は、大韓帝国期には流配・亡命などの不遇に処していたが、保護国化とともに再び

活動を開始し、多くは伊藤の「自治育成政策」の枠組みの中で実力養成運動を展開していった。⁽⁶⁾しかし、独立協会が展開した「国民」創出運動は、ほんらい国旗や君主のために「死ぬまで戦う」という心性を涵養しようとするもので、これが実力養成運動に流れた開化派系人士の手から離れて民衆において純化した場合、日本の朝鮮侵略の論理矛盾が容易に露呈することになる。伊藤の皇室利用策は、まさにその契機となったのである。さらに、「国民」の論理に包摂されない「一君万民」的な「皇帝幻想」⁽⁷⁾といったような民衆の心性も伊藤の皇室利用策に抵抗していくことになる。

このような見通しのもと、本稿では伊藤の皇室利用策の展開と、それに対する民衆の反応を、当時の新聞記事などをもとに明らかにし、さらに近代朝鮮における民族運動の画期をなす三・一運動までの時期を射程に入れて「抗日ナショナリズム」の形成と展開についての見取り図を示そうとするものである。

一 純宗の即位式と皇帝像の変化

1 高宗の「讓位」と純宗の「即位」

保護条約に抵抗を続けていた高宗は、一九〇七年のハーグ密使事件を契機に皇太子（純宗）への「讓位」を強いられた。そうして、「讓位」の詔勅から一箇月余りの八月二七日に純宗の即位式が挙行される。即位式そのものの意義について述べる前に、この即位式が挙行されることになったことの意義について検討しておかねばならない。「讓位」に対しては高宗の抵抗があり、それによって即位式まで「讓位」が行われなかつ

たという見解があるからである。⁽⁸⁾

さて、高宗の七月一八日付「讓位」の詔勅は、「朕が今ここに軍国大事を皇太子に代理させる」となっていた。⁽⁹⁾つまりここで高宗が純宗に行ったのは、「讓位」ではなく「代理」である。これについて漢城滞在中の林董外務大臣が一九日付の電報で、

同詔勅中『軍国ノ大事ヲ皇太子ヲシテ代理セシム』トアリ一見讓位ト認メ難キ節アルモ当国ノ事例ニ依レハ一タヒ王位ヲ踐ミタル国王存命中新王ハ別ニ即位式ヲ行ハス前者ハ退隱シ後者ハ代理ノ名ニ於テ国政ヲ行フモノニシテ即チ詔勅中特ニ『前例ヲ引援シ勳ニ倦ミ禪ヲ伝フ』ノ字句アルニ見ルモ今回ノ挙カ其ノ讓位ヲ意味スルコト明白ナリ⁽¹⁰⁾

と報告しているように、日本側は韓国の慣例に従った「讓位」だとみなしていた。林によると慣例では「新王ハ別ニ即位式ヲ行」う必要はないが、だとすると行なわれる必要のない即位式が行われるようになったことに問題があることになる。ただ、この林の報告でいう即位式は八月二七日に行われることになる即位式ではなく、「讓位式」を意味している可能性がある。まずこの点について検討してみたい。

七月一九日、皇太子は辞疏を兩次にわたって行うが容れられなかった。二度の辞疏を行うのは慣例であるが、これを一日の内に終えてしまったのは異例の速さである。そうして翌二〇日朝に「皇太子代理聽政陳賀」⁽¹¹⁾が「権停礼」で行われた。なお、伊藤博文の本国宛て電報には「権停礼（即チ讓位式）」とあるが、これは誤りである。「権停礼」とは「朝賀の時に王が出て来ず、簡略に挙行する儀式」⁽¹²⁾であって、「権停礼」によつ

て新旧皇帝の臨席を要せずに儀式を行うことができたわけである。官報によれば、掌礼院卿朴容大の「皇太子代理陳賀」の形式に関する一九日付の上奏に対して、「権停礼為之」という批旨が下されており、「権停礼」は高宗の決定によるという形を取っている。高宗は式後に特赦を行うとともに、大臣を前に皇太子の輔弼を依頼する詔勅を下した。¹⁴高宗はさらに、勅使を遣わして圓丘・宗廟・社稷などに皇太子「代理」の事を報告した。¹⁵したがって、「讓位式」という意味で使ったとした場合の即位式は、この「代理陳賀」によって行われたのである。二〇日夕方には各国領事が純宗に拝謁し、その後高宗にも拝謁した。そうして純宗が「庶政を代理する」旨の詔勅を「朕」の自称で発布し、これが二二日官報号外に二一日付で掲載された。同官報号外にはまた、やはり二一日付で高宗に「太皇帝尊号」を奉呈するという詔勅が掲載されている。

このように「讓位」が進んだのであるが、しかしその間に高宗が抵抗を続けていた。林董の報告によると次のとおりである。

閣臣ノ云フ所ニ依レハ十八日ノ詔勅ニ於テ讓位ノ意味ヲ明ニセムトノ閣臣ノ要求ニ対シ先帝ハ之ヲ斥ケ強テ皇太子ヲシテ代理セシムル云々ノ文字ヲ存セシメタリト云フ此事ハ先例ヲ引テ日本ニ於テ用フル代理ノ文字ト異ナル意義アリト説明スレトモ畢竟撰政ノ義ニテマハ先帝カ他日君權ヲ回復セムカ為ニ予メ地歩ヲ作り置カムトノ内心ヲ有スルニ依ルコト疑ヲ容レス朴泳孝等既ニ此說ヲ主張スト云フ¹⁶

当初日本側が必要を認めていなかった即位式が「讓位式」の意味のものとすると、それが行われたのは「代理」に固執する高宗の抵抗を封じるための方針の変更を意味する。林の同じ報告によれば、朴泳孝は一

八日に宮内大臣に任命されたが辞退し、一九日の「讓位式」にも列席しなかった（そのため李完用総理大臣が宮内大臣臨時署理を兼任した）。その間、朴泳孝が「宮内府大臣の印章を隠匿して李署理大臣に引継がず、文書授受上一時非常の支障を与へたるのみならず、又宮内府に在る其党与に命じて讓位式準備を遅延せしめた」ため、「一九日午前十時挙行の筈なりし讓位式は遷延して翌二十日朝まで引延ばされた」という。¹⁷すでに一九日付で同日中に「讓位式」を行うことが決定されていたが、「讓位式」挙行に関する記事が官報で全て一九日付になっているのは、予定より丸一日近く「讓位式」が行われなかった場合、空位が生じたという瑕疵になるからだと推測できる。¹⁹

高宗の抵抗はさらに続いた。二一日（林の報告には「廿二日」とあるが、これは誤り）夜になって、高宗は内閣大臣に知らせないまま朴泳孝を改めて宮内大臣に親任した。²⁰一方内閣大臣たちは、高宗に「太上皇帝」称号を贈ること、「讓位」に反対する軍人の免官と朴泳孝らの逮捕、人心鎮撫のための詔勅の渙発の三つを求めて参内する。大臣らは朴泳孝らの「妨礙」で参内から四時間ほど経った二一日夜九時半頃になって純宗に謁見し、第二と第三の件について純宗の傍らにいた高宗の裁納を得たが、第一の件については高宗の強い反対に遭った。大臣らはその後も奏請を続け、「上」の字を取って「太皇帝」とすることで高宗の同意を得て、二二日午前五時に先にみた「朕」の自称の純宗の詔勅が発せられたのである。これとともに朴泳孝らは逮捕されて「讓位」に対する宮中の抵抗が封じられた。²¹したがって、先の二一日付の純宗の二件の詔勅は、日本および李完用内閣が高宗と宮中の抵抗を封じた結果なのである。そ

うして二二日には、すでに純宗が「称朕称詔」しており、また高宗に太皇帝号を尊奉するのだから、「今より詔勅と奏御文字の代理尊称を皇帝大号に進称なされるのが、天意民情に允合する」と内閣大臣が上奏し、純宗はこれを裁可して「代理」から皇帝に「進称」した。²²これとともに改元の上奏も裁可され、翌二三日には純明妃閔氏が皇后に追封、妃尹氏が皇后に進封される。高宗らの反撃を封じるために七月二〇日に「讓位式」が行われ、さらに二二日には純宗が皇帝になっていたのであって、皇帝位は形式として継承されたのである。ただしそれは、日本および李完用内閣が強引に推し進めた演出であった。

即位式の挙行が決定されたのは、七月二五日の掌礼院卿申箕善の上奏によってである。

因内閣奏下皇帝大号進称事批旨、承大朝処分勉從矣、既膺大号、則不可無即祚之礼、即位処所以何処磨鍊、日子以何間推折乎²⁴

ここでは皇帝位はすでに継承されているという前提で、別個に「即祚之礼」つまり即位式が必要であるとされている。当初、日本側は「讓位」に際して即位式を行わないと解釈していたのだが、その翌日に「讓位式」が行われ、さらにそのわずか六日後に即位式の挙行が決定されたわけである。即位式挙行決定の意図を明確に示す史料はないが、既成事実によって「代理」を「皇帝」に格上げたものの、「讓位」に対しては民衆からも強い反発があり、日本軍による鎮圧まで大臣らは避難していなければならぬという状況のなかで、「讓位」の正当化のために即位式が必要とされたのだと推測される。

では、「讓位」から即位式まで一箇月余りという時間にはどのような

意味があるのだろうか。八月二七日（陰曆七月一九日）という日付自体は、先の申箕善の上奏に対する「処所即昨堂為之、日子陰曆来月望後引入」という純宗の批旨に従って日官が扱んだものである。²⁵ただ、「来月望後」というのは望月の後ならいつでもよいのではなく、陰曆七月中に行えという意味だろうから、当初より「讓位」から一箇月余りの時間内に即位式を行うことが決定されていたといえる。つまり純宗の即位式は、慣例上行なう必要がないと判断されていたものを、それも比較的短い時間内に行ったことに意味があるのである。したがって、「高宗は日帝と親日派のたび重なる脅迫に耐えきれず、一九〇七年七月十九日皇太子に皇帝の地位を『代理』させると言ったが、同年八月二十七日まで皇帝の座を譲らなかつた」という見解は、即位式＝皇帝位継承とみた誤解ということになる。ちなみに、この当時日本の支配が韓国に及んでいたことを考慮すると、近代日本との比較も有効であろう。日本では踐祚の儀式と即位の礼は区別されるから、即位式＝天皇位継承とはいえない。明治天皇の場合、踐祚は慶応三（一八六七）年正月九日、即位の礼は翌四年八月二七日（いづれも陰曆）である。韓国で「讓位式」と別に即位式を行うのは、結果として日本に倣ったものであるが、「讓位」による皇帝位継承という違いには留保の余地があるものの（ちなみに日本の皇室典範では讓位は否定されていた）、「讓位式」から即位式まで一箇月余りというのは、日本との比較においても短いことに意味があるといえる。

即位式挙行の意図について、抵抗運動に対して「讓位」の正当化を図るためだったと先に推測したが、即位式の内容をみてみると、その正当

化にあたって皇帝の「文明」化が誇示されていることがわかる。韓国の指導＝保護の実を示さなければならぬ日本にとつて、純宗の即位式はその恰好の機会となったと思われる。その際に、ヨーロッパとの互換性⁽²⁷⁾を意識した明治日本の皇室儀礼が、純宗の即位式およびその後の儀礼に参照されていることは、後に明らかにする。

2 即位式における皇帝像の変化

純宗の即位式を機に皇帝像は一変する。即位式に先立つ八月一日、純宗は「朕が將に施政改善し一世の維新を図ろうとすれば、必ず朕の躬より始めるべきである。即位日に当たつて断髪戎装するので、臣民は知悉して克く朕の意に遵え」という詔勅を出した。⁽²⁸⁾これに合わせて内部では、漢城府と二三道に一般官憲から「有給吏員」まで一斉に断髪するよう訓令を發した。⁽²⁹⁾これを甲午改革期の一八九五年末の断髪令に次ぐ、「第二次断髪令」と呼ぶことにする。金允植は、『統陰晴史』八月二六日、すなわち即位式の前日に、「日暮還家、召理髮人削髮、今日自内、三殿宮皆断髪」と記しているが、ここからこの日に宮中が断髪し、式に参列する金允植自身も断髪したことがわかる。

『ロンドン・デイリー・メール』のカナダ人特派員マッケンジーは、八月二七日の即位式の模様を次のように記している。

新皇帝は、侍従長や王宮の方がたを引きつれて、玉座にお出ましになった。皇帝は足くびのところまで垂れるようなさら色の外衣（この場合は礼式用の道袍であろう）をまとい、その下に柔らかいクリーム色の衣服を着こなした、古来の純韓国式の服装をしておられた。……

背が高く、ぎこちなく、不器用でそしてうつろに見える——新皇帝はそういう方であった。……皇帝はお立ちになったままでおられたが、明らかにこの部屋でいけばん関心のうすい人のようであった。別にうんざりしておられる風でもなかった——ただ単純にうつろな気持ちでおられたのである。／＼このあとちよつとの休けい時間があつた。皇帝は退場され、賀客は待合室に案内された。まもなくして、全員が呼び集められ、皇帝もふたたびお出ましになった。このときには、まったく急な変化がそこに見られた。皇帝はこんどは、韓国軍大元帥としての新しい現代式制服を着けて出てこられたのである。……皇帝は、この新しい服装によつて、すっかり男らしく見えた。……音楽はもはや韓国古式のそれではなくて、宮廷おつき、ヨーロッパ人の訓練にかかるたいへん優秀な楽隊が、現代式の音楽を演奏した。朝鮮人演奏者たちは「人びとに」⁽³⁰⁾韓国の古色豊かな服装や生活を、忘却のかなたへと押しやらせてしまった。（括弧はいずれも原文）

最初に式場に現れた時の純宗の服装は、中華世界の皇帝の服装である黄龍袍である。マッケンジーは「古来の純韓国式の服装」と述べているが、これは「古来の純韓国式」のものではなく、一八九七年の高宗の皇帝即位式以来の新しい「伝統」である。日本の韓国侵略を批判するマッケンジーは、純宗を「かいらい皇帝」としているのだが、そのマッケンジーの目には黄龍袍の純宗は「うつろ」であった。純宗に対しては他にも、たとえばスエーデン人ジャーナリストのグレブストが皇太子時代の純宗に会見した際に、「全体的に見た印象としては豚の洪面といったと

ところで、何か変な怪物を見ているような感じがした」と記しているが、西洋人が記録した純宗のイメージは概ね風采が上がらないという点で共通していた。ところが休憩を挟んで断髪軍服で現れた純宗は、「すっかり男らし」くみえたのである。さらに、ここで軍楽隊によって演奏された曲は金允植によると「愛国歌」で、恐らくは一九〇二年に制定された大韓帝国国歌であるが、洋式の軍楽によってその「男らし」さがさらに引き立っている。皇帝即位後の高宗が新たな皇帝イメージを創出しようとしていたことは別稿で述べたが、大元帥服を着て外交使節に謁見する皇帝像は、皮肉なことに高宗が「讓位」し韓国軍が解散した後のこの時になって完成してしまったのである。

即位式に先立つ八月二四日に新式「鹵簿儀杖」制定に関する詔勅が⁽³⁴⁾出され、続く九月一二日の奏本「動駕時儀杖定式」によって、行幸時の乗り物は馬車となり、鹵簿は日本式に変更された。⁽³⁵⁾警護に当たるのは、韓日の警察と日本騎兵隊、韓国宮内府侍従武官らである。純宗の最初の行幸は宗廟を行き先に九月一七日に予定されたが、脚の怪我のため延期となった。⁽³⁷⁾延期の本当の理由が怪我だったかは慎重を要するが、もし行われていたら新式鹵簿儀杖による行幸だったはずである。実際の初めての行幸は、宗廟を行き先に一〇月三日に行われた。次は新聞に報じられたその光景である。

……韓日両国の警察官吏と日本騎兵隊が前後左右に警衛し、／皇帝陛下におかれては大元帥の武装をなされて馬車にお乗りになったが、侍従武官長関内喫氏が驂乗し、前導には宮内府大臣李允用氏が乗馬按轡し、／陪従には總理大臣李完用氏と書記官韓昌洙氏が同車し、

永宣君李埈鎔氏も同車陪従し、各官私立学校生徒たちは国旗と校旗をおのおの持つて黄土岬より宗廟門前まで整齐羅立して祇迎敬礼し、一般官民家および塵舗では国旗を高揚して敬意を表し、／内外国紳士および婦人は観光するため人山人海を成した……⁽³⁸⁾

皇帝が軍服・馬車乗車で民衆の前に臨んだ最初のケースであり、また宗廟に軍服・馬車で臨んだ最初のケースでもある。ここでは学校生徒が動員されて太極旗を持って鍾路で整列し、街には太極旗が掲揚されている。また、九月一七日に予定された行幸の際には、文武百官に「新装大礼服」で「厚禄高套」(フロックコート)の着用が指示されていたが、この日の行幸にはこれが着用されたものと思われる。

次いで一月一三日には、皇帝・皇后・皇太子が徳寿宮(慶運宮は徳寿宮と改められた)から昌徳宮に移御する。この皇帝の移御は、「讓位」に抵抗を続けた高宗が以後純宗に干渉できないよう取られた措置である。⁽⁴⁰⁾この移御の時にも行幸に変化がもたらされた。金允植によると、その模様は次のとおりである。

今日大皇帝・皇后・東宮移御昌徳宮、詣大漢門外祇迎、下午一時出宮、皇帝皇后同御馬車、貴戚命婦、亦内外同車、皆不施簾帷、我國靑有之拳也、万姓仰瞻喜……⁽⁴¹⁾

この移御で初めて皇帝と皇后が馬車に同座したというのである。それ以前の高宗の行幸では、皇太子が陪従していた。しかも、この日皇帝と皇后が同座した馬車には簾が掛けられなかった。これは以後も継承され、断髪軍服の皇帝とそれに付き添う皇后は「見える」存在となったのである。

純宗の即位以後、国慶日にも変更が起こり、従来陰暦で行われていた国慶日が過渡期を経て陽暦で行われるようになる。表一は、学校の施行規則にみられる休業日をまとめたものである。まず、従来の「万寿聖節」(高宗誕生日)「興慶節」(高宗の登極日)の高宗に直接かわるものが外れ、替わって純宗誕生日を「乾元節」、純宗の皇帝即位式日を「即位礼式日」、純宗が宗廟・社稷に「庶政」の「維新」を「誓告」した日を「廟社誓告日」とし、「開国紀元節」と「継天紀元節」は陽暦に改めて光武年間から引き継いだ。八月二七日の「即位礼式日」が制定されたのは、断髪軍服の皇帝像が確立された即位式の「記憶」を毎年再生し、高宗の抵抗の「記憶」を「忘却」させるための措置といえよう。

3 純宗の行幸

皇帝の身体の変化とともに、純宗の行幸の行き先にも大きな変化が現れた(表二参照)。表を補足すると、まず各年の合計は一回の行幸で複数の行幸先があるので実際の回数と一致しない。各年の実際の行幸回数は、一九〇七年八回(八月以後の五箇月)、〇八年一九回、〇九年一五回、一〇年九回(八月までの八箇月)となる。一九〇七年の「他」五回の内訳は、日本皇太子(後の大正天皇)訪韓の際の仁川への送迎が各一回、日本皇太子の宿舎が一回、社稷・園丘壇が各一回である。

純宗は年間一五回以上のペースで行幸を行っているが、これは光武年間の高宗とは比較にならないほど多い。そして、行幸回数増加をもたらしたのが、「謁謁」または「謁幸」と呼ばれた徳寿宮を行き先とする行幸である。前節でみたように、純宗は一九〇七年一月に昌徳宮に移

御したのであるが、その後ほぼ一月に一回の割合で徳寿宮にいる高宗を見舞うことになった。順路は昌徳宮正門の敦化門を出て、罷朝橋(鍾路三街)から鉄物橋(塔洞公園付近)・鍾路(鍾路交差点)を経て黄土岬(光化門交差点)、新橋(太平路二街)を南下して大漢門に入るという道筋である(括弧内は現在の地名)。つまり、純宗は月に一度は漢城の中心地を横断することになったのである。行幸日時と順路は官報や新聞で予め通知されており、特に「万寿聖節」に行われる「謁謁」の時には、大漢門前に多くの人が集まり慶祝の意を表した。

その他にも行幸先が多様化し、これにもなつて皇帝に更に新たなイメージが付加されることになる。一九〇七年一月一日、純宗は宗廟・社稷に行幸して「維新庶

表1 隆熙年間の国慶日

国慶日名	日 月	備 考
乾元節	3月25日	皇帝誕生日
開国紀元節	8月14日	朝鮮王朝建国日
即位礼式日	8月27日	1907年の純宗の即位式日
坤元節	9月19日	皇后誕生日(女学校のみ)
継天紀元節	10月12日	高宗の皇帝即位日
廟社誓告日	11月18日	1907年の維新の誓告日

典拠：学部令3「師範学校令施行規則」(1909年7月5日)など。

表2 純宗の行幸

年度	徳寿宮	宗廟	陵	殿宮	文廟	東籍田	勸業模範場	運動会	統監官邸	他	計
1907	2	2	1	0	0	0	0	0	0	5	10
1908	13	2	2	2	1	0	1	1	0	0	22
1909	8	1	1	0	0	2	0	1	2	1	16
1910	5	1	0	0	0	1	0	1	1	0	9
計	28	6	4	2	1	3	1	3	3	6	57

注：1907年度は8月以降、1910年度は8月の韓国併合まで。

典拠：「純宗実録」

政」の誓告をしている。⁽⁴³⁾ その第二条には「勸農桑、奨商工、開發国富、鞏固立国之基礎」とあるが、これに合わせた行幸が行われるのである。まず、純宗は水原にある勸業模範場に一九〇八年一〇月一日に行幸している。もともと水原には正祖の父である莊憲世子（高宗によって莊祖に追尊）の陵である隆陵があつて、正祖が華城を築いてしばしば行幸した地であり、また正祖の陵である健陵がある。純宗はこの二つの陵に詣つたのであるが、その時に勸業模範場を視察している。なお、この行幸で皇帝が初めて京釜線に乗ることになる。

農桑奨励の行幸としても一つ注目されるのが、東籍田での「御親耕」（一九〇九年四月五日と一九一〇年五月五日の二回）と「御親刈」（一九〇九年七月五日の一回）である。ところで、高木博志氏によると、一八八二年に岩倉具視が「御苑ニ勸業場ヲ開設センコトヲ請フノ事」を建議し、ナポレオン三世の勸業策に学んで「天子親ラ耕シ后妃親ラ蚕桑スル」べきことを述べているが、これが「東京皇居における天皇の田植え、皇后の養蚕」の「起源」だといふ。⁽⁴⁴⁾ 一方、坂江涉氏は、高木氏の見解に基本的に従いつつも、「岩倉の建議には、『支那ノ古ニハ籍田ノ制アリテ、天子親ラ耕シ、妃親ラ蚕桑スルノ意ヲ寓セリ』とあるように」、⁽⁴⁵⁾ 「実際には中国の籍田・親桑が、直接のモデルとして想定され、かつこれに基づいて建議に至ったと考えるべき」だと述べている。管見の限りでは、朝鮮王朝後期における籍田親耕は、一七六七（英祖四三）年に行われた後、一八七二（高宗八）年に行われているが、純宗の場合、「御親耕」が二年続けて行われていることから、年中行事化する意図があつたものと思われる。古代中国に淵源を持つ王室の農耕儀礼を年中行事化することは、

皇室儀礼における「伝統の創造」としても注目されよう。これは中華世界の皇帝としてのイメージと、ヨーロッパの君主と互換性のある「男らし」い皇帝のイメージという、純宗即位式の皇帝の「伝統」と「近代」の二つのイメージが、その後も強調されていったということを意味するものである。さらに、岩倉の建議にもかかわらず、天皇の田植えは一九二七（昭和二）年まで行われなかったというが、⁽⁴⁶⁾ 日本は古代中国の農耕儀礼をモデルとした皇室の年中行事を、保護国の韓国で一度実現しかけたことになる。

さて、一九〇九年七月五日に行われた「御親刈」の様子は以下のものであつた。

……昨日午前十時 大皇帝陛下におかれて東籍田に御臨なさり、春麦を親刈なされたが、義親王殿下と農商工大臣趙重応・宮内大臣閔丙奭・中樞院議長金允植・同院顧問李址鎔・承寧摠管趙民熙・侍從院卿尹徳榮・礼院卿成岐運・法部次官倉富勇三郎・農部次官木内重四郎・宮内次官小宮三保松・農務局長中村彦・掌礼院主事尹載炳・同鄭寅煥 皇宮警視黃信泰諸氏が従刈し、漢城府民會長俞吉濬氏も追刈したが、門外老農五十余名と水原農林学校生徒三十余名は東籍田西辺に侍立拝観し、官公私立男女学生は同田南辺に排立して万歳を高呼し、記念としておの帽子に麦穂を挿して処処で愛国歌を連唱したといふ。⁽⁴⁷⁾

「老農」が招かれるのは従来の親耕・親刈の恒例であるが、しかしここでは「老農」は従刈せずに農林学校生徒とともに整列しており、さらに学校生徒は万歳と「愛国歌」（これも大韓帝国国歌であろう）によつ

て慶祝していることが注目される。

4 皇太子の行啓

皇太子の行啓が単独で行われるようになったことも隆熙年間の特徴である。光武年間には皇太子の単独行啓は行われず、皇太子は皇帝の行幸に「随詣」する存在であった。しかし、英親王垠が皇太子に冊立されてから、皇太子の行啓が独自の役割を果たすようになる。ところで、純宗即位式に先立つ一九〇七年八月一四日、「早婚禁止」に関する詔勅が出て⁽⁴⁸⁾いる。一見不可解なこの詔勅は、実は新たな皇太子像の創出にかかわるものだった。

垠はこの年満一〇歳になるが、生母嚴氏が垠の皇太子冊立を機に結婚話を持ち出した⁽⁴⁹⁾。しかし、伊藤博文はこれに猛烈に反対し、自ら皇太子の教育責任者である太子太師になり、将来の韓国の皇帝たるに相応しい「文明的教育」を施すため、日本への「留学」を断行することになる⁽⁵⁰⁾。

「早婚禁止」の詔勅は、まさに皇太子を宮中、とりわけ嚴氏ら婦人の影響から引き離す措置だった。皇太子は同年一二月五日に仁川から「東啓」したが、その後一九一〇年代にかけて、尋常高等小学校、中等科第一学年課程を経て、学習院、陸軍幼年学校、陸軍士官学校に就学し、ある意味で軍人皇族としての道を歩んだ。その間に婦人が身近に介入することはなかったという⁽⁵¹⁾。断髪軍服の「男らし」い皇帝像が一応創出されたものの純宗は病弱であり、軍服姿に相応しく自ら乗馬して軍隊を視察するようなイメージは創出できなかった。当時の民衆の間には純宗を「天資痴闇」と揶揄する声があったという⁽⁵²⁾か、伊藤は皇太子には当初から「男

らし」いイメージを形成しようとしたのだと思われ、そうした意図は以下にみる皇太子の行啓の有り様からもうかがえるのである。

さて、表三は「東啓」までの皇太子の行啓を示したものである。短い期間ではあるが、回数は同期間の純宗の行幸を上回り、行啓先も多様で、まさに引きずり回されている観がある。一〇月に渡韓した日本皇太子の全日程に同行したのを始め、高宗・純宗がほとんど行ったことのない武官学校・近衛隊の軍事関係施設、学校・学会・キリスト教青年会館・博覧会など、皇太子は「文明」時代の新しい皇帝のイメージを幼少の頃から身に着けるべく行啓させられているのである。「東啓」後も日本各地での行啓の模様が逐一新聞に報道され、また宮中や劇場では日本での皇太子の活動写真が上映された。

こうした伊藤の皇太子への介入に対して、当時の韓国の言論は必ずしも否定的でなかった。皇太子の「東啓」について、『大韓毎日申報』は次のような論説を掲げている。

……（皇太子が）日本に滞留なさる期限は八年或いは十年というが、精密な学業と武芸の初歩をお修めになるのに光陰は遅久であるが、しかしこの国を統治なさる後日には、このような多年の修学が

表3 皇太子の行啓（1907年）

月 日	行 啓 先
10月1日	官立高等学校、武官学校
10月16日	仁川港（日本皇太子会见）
10月17日	日本皇太子旅館
10月18日	日本皇太子旅館
10月19日	日本皇太子旅館、昌徳宮・景福宮
10月20日	仁川港（日本皇太子饗別）
10月26日	各学校大運動会（訓練院）
11月6日	宗廟、文廟
11月10日	京城博覧会
11月14日	基督教青年会館
11月21日	徳寿宮
12月1日	近衛隊、大東学会、徳寿宮
12月4日	徳寿宮
12月5日	東啓

典拠：『純宗実録』

無限の貴重を著すだろう。／本記者は前日に韓国内の日本の行動を、自由に嚴重に論評することを勤めとするのを自認していたが、／皇太子を日本にご留学させるこの機に至っては日本を褒讃することができる。この地でよりも日本で修学なされるのが十倍優れ勝っているのみならず、伊藤公爵の知能教導をお受けになり、普通意思を解達なされるだろう。／且つ、紀律を務め学びになられるだろうが、何人でもこれを学ばずに処理することがどうしてできようか。本記者は今このような拳を心から讃揚し、その効果が吾人の所信と所期より過ぐることを深く信ずる。⁽⁵³⁾（括弧は月脚。以下同様）

「東啓」を今日いわれるような「人質政策」とするのではなく、むしろ将来の韓国皇帝に相応しい教育を期待しているのである。もともと、この論説は全く西洋人のような視点から書かれており、文面にも韓国のことを「この地」などという第三者的な表現がみられることから、朝鮮人主筆によって書かれたものではないような感じもする。日本による義兵弾圧を痛烈に批判したマッケンジーが、軍服姿の純宗については「すっかり男らしく見えた」と肯定的に論評したのと同じ視点がここにある。いずれにせよ「男らし」い皇帝こそが将来の韓国の皇帝たるに相応しいと考える限り、伊藤の皇室利用策を根本的に批判することはできないのであり、ここに「保護国」に対する当時の韓国の開化派系知識人のジレンマが典型的に示されるのである。

5 皇后像

王后閔氏殺害事件の時に犯行グループが誰一人その顔を知らなかった

といわれることに象徴されるように、皇后（王后・王妃）はかつて王宮外に出て人民の前に姿を現すことはなかった。しかし、先にみた昌徳宮移御以後、皇后尹氏は皇帝と同車し、簾を掛けずに人民の前に姿を現すようになった。頻繁に行われる徳寿宮への「謁調」の際には、必ずといってよいほど皇后は皇帝に同行し、義父を見舞い徳寿宮内での祭祀に随っている。昌徳宮後苑の秘苑では、しばしば観兵式・運動会・園遊会などが開催されたが、その時も皇后は皇帝に付き添っていた。一九〇八年頃からは夫婦での秘苑「出御」が定例化されていたようであり、新聞にはその様子が報道された。

純宗の最初の「御親耕」が行われた後の一九〇九年六月一日、初めての皇后の単独行啓が水原勸業模範場を行き先に行われている（ただし皇后の単独行啓はこれが唯一である）。この行啓では、模範場のうち養蚕状況の視察が目的であった。この行啓の後、皇后は秘苑書香閣に「親蚕室」を設け、時には純宗と二人で、時には皇族・高官夫人とともに視察をし、「繭収式」を執り行うようになった。こうして「親耕」「親刈」する男性＝農耕の皇帝と、「親蚕」「繭収」する女性＝養蚕の皇后という、古代中国の皇帝・皇后にまで及ぶイメージが形成される。その一方で、夫に随って義父を見舞い先祖の祭祀に仕える良妻としての皇后、活動写真などで留学中の子を見守る賢母としての皇后、農桑を通じて「庶政維新」に積極的に参加する皇后という新時代の皇后像が形成されるのである。もちろん、そこには一夫一妻制が含意されている。そして、園遊会や「繭収式」にみられるように、婦人たちの外出が促進されていく。純宗の行幸では、女性が「蔵衣」（장의, 顔を隠す衣裳）を着用して見物

することが禁止され、また女学校でも運動会が頻繁に行われるようになった。女性の「国民」化が、性差を伴いながら進められたのである。

二 「保護国」下の皇帝と民衆

1 御真

「見える」皇帝の確立とともに、写真による皇帝像の全国拡散の試みが行われた。まず、純宗の即位式の直後の一九〇七年九月一日から日本人京城居留民団と朝鮮人京城商業会議所を中心に京城博覧会が開催されたが、この博覧会で即位式で撮影された皇帝と皇太子の写真が印刷した記念絵葉書が発売されると新聞で報道された。⁽⁵⁵⁾ 実際に発売された形跡はないが、新たな皇帝像を写真によって拡散しようという動きが開始したのである。そして、「御真」を全国の学校・官庁に「奉安」する計画が議論された。

学部で／太皇帝陛下と 皇帝陛下と 皇太子殿下の御写真を撮影し、各官立学校に一本ずつ奉安するという説が有る。⁽⁵⁶⁾

大皇帝陛下の御真を撮影し、一三觀察道と各府尹府に一本ずつ奉安するといふ。⁽⁵⁷⁾

「御真」とは国王の肖像画であるが、みられるように「奉安」が計画されたのは写真である。ただし直接撮影した写真なのか、明治天皇の御真影のように肖像画を写真で複製したものなのかはわからない。いずれにせよ、断髪軍服の皇帝であったことは確かである。御真の発送はこの年の年末頃から具体化した。

学部で各官公私立学校に御真を奉安せよと訓令するに、今此れ／大

皇帝陛下におかれて 御真を下賜なされたが、各官公私立学校に奉安し、一般職員と生徒が 聖意を体念興感して勉進作成し、奉答宣揚させるのであり、奉安に対して注意事項を左開訓令するので、知悉遵行する事。

一 御真はそれを慎厳するために学校所在地監督官庁に奉安するが、監督官庁が無い処は他行政官庁に奉安する事。

一 儀式挙行する時は、その当日に前項官庁から式場に移安し、閉式した後に即時前項官庁に還安するが、学校職員が躬自奉行して祇迎祇送する儀節は停置する事。⁽⁵⁸⁾

この方針にしたがって、翌一九〇八年二月末頃から各学校に御真が送された。奉安する場所は、郡衙を始めとする地方官庁である。⁽⁵⁹⁾ 時期については、三月一日（陰暦二月八日）の純宗誕生日に合わせていることはまちがいない。⁽⁶⁰⁾ また、官庁に対しては、『皇城新聞』一九〇八年五月一二日雑報「御真陪送」に、

宮内府で／大皇帝陛下の御真一本ずつを各部に陪送奉安し（過去形）、各觀察道にも一本ずつ奉安させるといふ。⁽⁶¹⁾

とあるように、まず宮内府から政府各部に陪送した後、各觀察府に陪送された。皇帝の行幸がまだ漢城内に止まっている状況で、新たな皇帝像を浸透させ、さらに「慎厳」を強調することによってそれに權威を与えることをねらったものと思われる。

2 慶祝行事における「近代」と「伝統」

純宗の即位式に際して、盛大な慶祝行事が行われた。国慶日における

慶祝行事は大韓帝国初期から行われており、特に独立協会が活動した時期には盛んであった。独立協会の解散後も高宗誕生日の万寿聖節には大安門（大漢門）前での学校生徒の万歳などが行われていた。しかし新聞報道にみる限りでは、日露戦争中の一九〇四年と一九〇五年には、皇太子妃閔氏の服喪期間ということもあつてか、とりたてて慶祝行事が行われた事実を確認できない。これが再開されるのが一九〇六年三月二日（陰曆二月八日）の千秋慶節（皇太子誕生日）で、大安門での生徒の万歳、礼砲、漢城内での国旗掲揚・色燈が行われた。⁶² 慶祝行事はその後、九月四日（陰曆七月一六日）の開国紀元節（国旗・色燈）、⁶³ 九月一三日（陰曆七月二五日）の万寿聖節（園遊会、生徒の万歳、観兵式・礼砲、国旗・色燈）、⁶⁴ 十一月三日（陰曆九月一七日）の継天紀元節（生徒の慶運宮外での慶祝式、国旗・色燈）⁶⁵ と行われ、国慶日の慶祝会は盛大になっていった。また、一九〇七年一月二四日には、皇太子（純宗）と尹沢榮女の婚儀が行われている。

一九〇七年八月二七日の純宗即位式に先立ち、内部は一三道觀察使に對して即位式の日には管轄下の府郡官庁と民家に国旗を掲揚させるよう訓令した。⁶⁶ また、学部では各学校教員を招集して、即位式当日に生徒を学校に集め、午後九時に万歳三唱をするよう指示し、さらに各学校に慶祝費を給付した。⁶⁷ 即位式当日の漢城では、各府部院庁、商店、民家に国旗と球燈が懸けられ、学校では午後九時に万歳を和唱し、内部・農商工部では官吏が「妓樂」で宴会を行い、また学会・銀行・京城商業会議所でも宴会が行われた。一進会は独立館で慶祝会を開いたが、これはまさに独立協会の慶祝会の再開といふべきものであった。⁶⁸ これら学会・銀行・

商業会議所・一進会が中心となって漢城府民会が結成され、これが漢城での慶祝行事の中心になっていく。⁶⁹

翌年の即位礼式日には、「即位記念慶祝漢城府民会」が皇帝への頌徳表と記念品の銀製香炉、各地方から「代呈」を依頼された「奉祝万歳電報」数百通、義州府・東萊府からの記念品を皇帝に奉呈した。同日午後三時には景福宮慶会楼で慶祝宴會が開かれたが、漢城府民会はその解散後午後七時からまた別個に石鼓壇の事務所で開催宴會を開いて、軍楽・愛国歌演奏を聞き万歳を三唱した。会場の外では、国旗・球燈の中、午後六時に学部正門前に集合した各官立学校生徒が堤燈行列を行い、鍾路から敦化門前に向かい、そこで「大皇帝・皇后兩陛下」に万歳をおおの三唱、「大韓帝国万歳」を三唱していた。⁷⁰

また、時期は前後するが、一九〇八年三月一〇日の乾元節では、「乾元節慶祝漢城府民会」が、堤燈行列に漢城府五署から「少なくとも二千名ずつ」の動員を指示した。計画によると、動員された人々は鍾路とそれに接する現在の世宗路・南大門路の指定された場所に各署ごとに整列し、午後七時から順番に敦化門前へ進んで「大皇帝陛下万歳」を三唱し、さらに東十字閣を経て大漢門前に進んで「太皇帝陛下万歳」を三唱し、その後再び鍾路に戻って「大韓帝国万歳」を三唱することになっていった。⁷¹ 計画どおりに動員されたとすると、これに学校生徒を加えれば一万余千名の群衆が、この日漢城の中心部を行進して万歳を唱えたことになる。この日にはまた、開城でも慶祝礼式・堤燈行列が行われており、「愛国思想で含涙する者も有り、崇呼万歳の声に天地震動」という情景だったといひ、さらに「開城学会」・開城商業会議所・各学校によつ

て「望闕礼」も挙行されている。⁽⁷²⁾

純宗即位式の後、中華世界の「伝統」的な皇帝像と、断髪軍服の新しい皇帝像が示されたが、この乾元節の徳寿宮への「謁謁」と慶祝会では、帝国・皇室の「伝統」性が誇示される側面が現れた。当日の「謁謁」では、それまでの日本騎兵隊に替わって、前年一二月二〇日勅令第五八号⁽⁷³⁾によって編制された韓国近衛騎兵隊が儀仗の任に当たるといふ鹵簿儀仗の変更があり、

……紅令旗・青令旗と棍杖・朱杖を該隊（扈衛隊）軍士が持立し

大駕がその路（鍾路）を 御過する時に該隊執事が旧軍服に戦笠を

着て環刀と藤鞭を持ち、以前の 幸行のように挙行し、鳴金二下に

大吹打した⁽⁷⁴⁾……

というように、旗・杖・服装・軍樂は全て旧式であった。その夜の堤燈行列では、一般人民が軍樂演奏とともに行進したが、それとともに扈衛隊による「旧軍樂」の「大吹打」があり、一般人民が「万歳」を唱える一方で、舞童と妓生が「チファジャ（지화자）」を唱えた⁽⁷⁵⁾。この年の乾元節は、国慶日が陰曆から陽曆に替わる過渡期に当たり、陽曆で定められた三月二五日の乾元節の後の三月二八日には、改めて秘苑で園遊会が催されたのだが、その時の皇帝の乗り物は馬車でなく「玉輦」であり、音楽・料理は朝鮮式だった⁽⁷⁶⁾。同年の即位礼式日の「謁謁」の際にも、純宗は「旧礼服」を着用した。皇帝の身体において「近代」と「伝統」の使い分けがなされるようになったのである。

3 身体の規律化

即位式以後、皇帝は「見える」存在になったが、それとともに「見る」側には「忠君愛国」の表明が強く要請された。先にみたように、即位式の日には国旗掲揚が命じられており、学校生徒には動員がかけられていた。さらに漢城府民会が主体となって一般民衆を慶祝行事に動員していった。一九〇九年の初頭には、漢城府内の商店の店先に勝手に国旗掲揚用の釘を打ち付けては、その代金を徴収して回る日本人の詐欺が出現したほどである。⁽⁷⁷⁾

これとともに、第二次断髪令の後、漢城を中心に一般人民の断髪が進んだ。第二次断髪令発布直後の新聞には次のようにある。

各府部院庁の庁直及び使隷輩中に、薙髪した者も有り、或いは剃らなかつた者も有るが、大皇帝陛下におかれて断髪戎装なされて即位なさつた後、該使隷輩が一切断髪し、人民中にも数日来だんだん薙髪する者が日に益々増加しているが、幾日かすれば漢城内では一切薙髪し、新面目を呈するだろうという。⁽⁷⁸⁾

「庁直」「使隷」ではない一般官吏はすでに即位式の段階で断髪していたが、その後漢城では一般民衆に断髪が普及していく。漢城で官吏とともにいち早く断髪したのは学校生徒であるが、そこには断髪をしないと退学になるといふ圧力が働いていた⁽⁷⁹⁾。地方における断髪は、第二次断髪令からやや遅れて一九〇八年夏頃から始められた。それを担ったのは、この年六月に一斉交替した各道觀察使である。觀察使は府尹郡守会議などで一斉断髪を指示し、府尹・郡守はそれぞれ管轄地域内の面長らに自らの断髪と断髪巡回指揮を指示する⁽⁸⁰⁾。断髪しない郡守には觀察使から免

職の圧力がかかることもあった。忠清北道觀察使権鳳洙は、郡守としての「延命」のために面会を求めた槐山郡守沈奎沢を、断髪していないという理由で拒絶したという（結局沈奎沢は断髪して「延命」した）⁽⁸¹⁾。

このような圧力が伴うものであったにせよ、漢城を中心に断髪は時代の趨勢となっていたのは事実である。一九〇八年五月、「頭は断つ可きとも髪は断つ可からずの主義に固執」していた平安北道寧辺に住む儒生が、上京して興士団で団長金允植らの演説を聞いた後、感激して「頭髪を断つてこそ男児の事業を實行す可し」「この場でこの髪を国家に献ずる」と述べて自ら断髪し、「吾はかつて兪吉濬・張博諸氏を逆賊と認めていたが、今からはその諸氏を先覚者と知る」と演説し、学校に入学することを決めたという⁽⁸²⁾。いささかオーバーなようではあるが、金允植もその様子を日記に記しているように、概ね事実を伝えた記事であり、当時の漢城の雰囲気的一端を知ることができよう。断髪する際には、その前に帰郷して家廟に報告する人が多かったというが、断髪をしてから帰郷したために妻から家廟参拝を許されなかった内部参書官のエピソード⁽⁸³⁾なども新聞で紹介されている。一九〇八年二月には、「剃髪の精美を研究し、營業の発達を希図」するため、朝鮮人の理髪組合所の設置が農商工部に請願されたのも、断髪の普及を傍証するものであろう。

こうした断髪の普及とともに、服装・整列などの規律化が進んでいた。整列などの規律化の契機は、すでに一九〇七年一月二四日の皇太子（純宗）の婚儀にあった。慶祝の堤燈行列について、『皇城新聞』は次のように報じている。

……該（官立学校）学徒等が四列で隊伍を作り、学部門前から大漢

門前まで絡繹絶えなかったが、愛国及び慶祝歌を斉唱後に万歳を崇呼し、巡検及び日本巡查五十余名が各別保護するに、該学徒の澁澁たる気像と并たる儀容が人を讚賞させる中、通明な燈色は一大火城を作し、各私立学徒たちが鱗次接到して、一新空気を瀉出した⁽⁸⁷⁾。

慶祝行事で堤燈行列が行われたのは恐らくこれが最初であるが、それとともに四列整列が行われ、警察官による警護が行われるようになったのである。また、この日には養闇義塾生徒が新皇太子妃の祇迎に参加しているが、女学校生徒が慶祝行事に参加したのもこれが最初だとい⁽⁸⁸⁾。

時に皇帝・皇太子の観覧のもとで行われる運動会は、従来のように漢城の学校のみならず、地方の学校を含めた連合運動会、官吏や女学校にも及んでいた。新聞は、そこでの規則正しい行動を称賛している。

各官立学校連合大運動会に参加するため、開城郡に所在の官立生徒百余名が連合し、昨日学部に進んだが、上下衣袴は黒色で一致し、整齊たる隊伍と澁澁たる気像は、人をして賛えしめるものである⁽⁸⁹⁾。

慶祝の際に着用する「国民礼服」を制定するため「各社会有志紳士」が協議し、「国民礼服擬定臨時会」（会長呉世昌）なる団体を組織して中樞院に建議したこともあった⁽⁹¹⁾。

慶祝堤燈行列や行幸の祇送・祇迎などに生徒を動員する時には、学部が注意事項を規定し、生徒はこれに沿って動くようになった。一九〇八年の即位礼式日の堤燈行列では、以前から定められていた四列整列の他に、堤燈の直径、竹竿の長さ、集合時間・場所、行進順序などがことに定められている⁽⁹²⁾。また、同年一〇月一日の水原行幸の際には、停車

場に近い南大門で漢城の各学校生徒による祇送・祇迎が行われたが、ここでは四列整列の他に、行幸行列の先頭が通過すると「氣着」の号令で整列し、御馬車が通過すると「敬礼」の号令でお辞儀をし、「直れ(可⁹³吳)」の号令で体を起こすことが指示されている。

このような身体の規律化に関する報道が盛んに掲載される一方で、次のような「旧習」批判の記事も盛んに掲載された。

頭に沙笠を戴き、鬢に玉圈を着けた或る両班が、下人に長竹を持たせ某処学校運動場を通り過ぎた時、学生の体操するのを見て、怪しんで「何故あのようなことをするのか」と問うと、下人が直ちに「体操でございます」と答えた。傍らにいた人がこれを嗟嘆して、「所謂両班社会にはあのような野蛮が多いので、寧ろ無言でいてほしい」と言ったという。⁽⁹⁴⁾

ここで「沙笠」「玉圈」とは断髪でないことを意味し、「長竹」とは柄の長いキセルのことである。全く戯画化された両班像であって、恐らくこの記事は事実にもとづいたものではない。しかし、この記事の内容が事実かどうかは問題ではない。鬢・長竹の姿に下人を引き連れた両班は、断髪・平等・体操の「文明」と正反対の「野蛮」になっている。そしてこの両班のイメージは、当時の日本人が韓国をみる時のステレオ・タイプと一致するのである。新聞・学会月報に掲載された啓蒙論説・記事は、遊衣遊食の両班などの「旧習」を痛烈に批判する「自強」の叫びであったが、しかしそれだけでは統監政治によって行われる「自治育成政策」に対する根本的な批判とはなりえず、むしろそれを支えてしまうことになってしまっているのである。

三 南巡・西巡と民衆

1 南巡・西巡の挙行

伊藤博文は、一九〇九年一月に純宗の巡行を断行することを決定した。そうして一月七日から一三日まで釜山・馬山を行き先にする南巡、続いて一月二七日から二月三日まで義州・新義州を行き先にする西巡が行われた。朝鮮王朝創建以来初めての巡幸である南巡・西巡の目的は、『伊藤博文伝』によると次のとおりである。

統監府開設以来既に三年、韓国政府も漸く公(伊藤)の誠意を会得するに至りたるも、頑冥なる人民中には未だ統監制度の本義を曉らざる者多く、騷擾絶ゆる時なく、為に地方の疲弊、人民の困窮は益々甚だしきものあり、こゝに於て、公は、一は以て韓皇をして地方の实情を視察せしめ、一は以て民心の一新を期する為め、韓皇の地方巡行を必要とし、明治四十二年一月二日総理大臣李完用を招き、我が天皇の明治初年各地を巡幸し給へる例を引きて地方巡行を徳憑し、且つ告ぐるに、この際韓皇にしてこれを容れさせらるゝに於ては、自分も亦車駕に陪従して輔翼の任に当るを辞せざる旨を以てした。⁽⁹⁵⁾

伊藤の巡幸の目的を義兵に対する懐柔策とすることが多いが、義兵の指弾対象となるような人々への慰撫ということも読み取ることがでる。巡幸の目的について明確に述べた史料はないので、実際の巡幸の過程からその目的を推測してみたい。

表四は南巡・西巡の日程をまとめたものである。どちらも鉄道による巡幸であるが、このことは巡幸が日本人が多く住む地方を行き先にして

いることを意味する。また、明治天皇の巡幸の場合、行在所に民家が多く使用されていたが、純宗の巡幸には主に觀察府と理事庁が使用された。警備上の問題が一番の理由だろうが、とりわけ南巡の場合は以前からの朝鮮人居住地と日本人の居住地である新市街地とは離れており、理事庁を行在所に使用すると皇帝は朝鮮人よりも日本人に身近な存在となつて

表4 南・西巡の日程

月日	出発	少駐地	経宿地	行在所	日程	備考
1. 7	南大門停車場	大田駅	大邱	觀察府		
1. 8	大邱駅	清道駅	釜山	理事庁	東萊府庁	
1. 9			釜山	理事庁	旗幟吾妻、商品陳列所	
1. 10	釜山駅		馬山	理事庁	昌原府庁	
1. 11			馬山	理事庁	旗幟香取	
1. 12	馬山駅		大邱	觀察府	達城公園各 学校運動会	
1. 13	大邱駅	大田駅				南大門停車場到着
1. 27	南大門停車場	龍山駅、開城駅	平壤	觀察府		
1. 28	平壤駅	定州駅	新義州	?		
1. 29	新義州(馬車)		義州	觀察府	統軍亭	
1. 30	義州(馬車)		新義州	?		
1. 31	新義州駅	宣川駅、定州駅	平壤	觀察府		
2. 1			平壤	觀察府	平遠堂、万 寿台	
2. 2	平壤駅	黄州駅	開城	日本守備隊		
2. 3	開城駅				満月台、勝 国旧宮	南大門停車場到着

典拠：『旧韓国官報』『皇城新聞』

しまう。各地での陸見人数や下賜金の金額は相対的に日本人への方が多く、天皇の巡幸の代わりに韓国皇帝の巡幸によって朝鮮人から敵視されている居留民を慰撫しようとしたのではないかと思われるほどである。

先の引用文で第一に挙げられている地方視察に関しては、朝鮮人の生活状況を視察するよりも、日本による韓国「保護」の「実」を皇帝に再確認するという意味合いが強い。南巡の際の釜山と馬山では、明治天皇が派遣した軍艦への「御乗」が行なわれ、日本の武威が見せつけられた。第二に挙げられている「民心の一新」については、地方の民衆への新たな皇帝像の可視化と、それに対応する規律化に真意があったように思われる。南巡では釜山で商品陳列館の観覧が行われ、産業施設に行幸する皇帝が演出される。大邱では達城公園で御前での学校生徒の連合運動会が行われた。

皇帝が汽車から降りて行在所に向う際には、駅前に緑門が建てられ家々に国旗が掲揚された。漢城での慶祝日と同じように学校生徒が動員され、人々は整列して堤燈行列を行い一斉に万歳を唱えた。西巡の平壤では、こと細かな「奉迎奉送節次」が定められたことが確認できる。⁽⁹⁷⁾ また、皇帝への陸見を許された「地方紳士」のうち、断髪易服をしていない者に対して、純宗は例えば次のような宣論をしている。

……卿は年も多く爵も高く一郷庶民の標準になるべき立場であるのに、このように旧規を膠守しているが、それではその他の事柄が進んでできないことを知るべきである。人が世に処するに時勢の変遷に随うのが当然であるが、ましてや改革の時代に当たって旧習を膠守するのはどのようなつもりか。卿らは顔を挙げて朕を仰瞻し、おの

表5 南西巡における陸見・召見の人数（朝鮮人）

	月日	場 所	人 数
南 巡	1. 7	大田駅	郡守 1、縉紳章甫57
	1. 7	大邱行在所	觀察使 1、道事務官 1、警視 1、郡守 4、裁判官 3、財務官 1
	1. 8	清道駅	郡守 1、地方委員以下23
	1. 8	釜山行在所	觀察使 1、府尹 1
	1. 8	東萊行在所	父老 7、縉紳 4、烈女 2
	1. 10	釜山行在所	八十歳以上父老10、八十歳以上婦人 8
	1. 10	昌原行在所	觀察使 1、府尹 1、郡守14、財務官 1、父老 5、特志者 3、孝子 2
	1. 11	馬山行在所	烈女 2、縉紳 3
	1. 12	大邱行在所	觀察使 6、郡守17、裁判官 1、縉紳18、男女父老 826
	1. 13	大田駅	觀察使 2、道事務官 2、裁判官 1、府尹 1、郡守 13、地方委員 2、縉紳18、父老1039、烈女 3、孝子 8、善行者 2
西 巡	1. 27	開城駅玉車内	觀察使 2
	1. 28	平壤駅玉車内	觀察使 1
	1. 28	新義州行在所	觀察使 1
	1. 29	義州行在所	觀察使 1、道事務官 1、裁判官 1、府尹 1、郡守 13、財務官 1
	1. 30	義州行在所	道事務官 1、財務官 1、縉紳78、章甫18、父老 1947
	1. 30	義州行在所正門外	縉紳 78、章甫18、父老1947
	1. 31	新義州行在所	徳寿宮勅使 1
	1. 31	宣川駅玉車外	郡守 1、縉紳18
	1. 31	定州駅休憩室	郡守 1、縉紳32
	1. 31	新安州駅玉車外	縉紳 9
	2. 1	平壤行在所	觀察使 4、道事務官 1、裁判官 7、警視 1、府尹 1、郡守16、陸軍副尉 1、財務署長 1、前陸軍副尉 4、前侍從 2、前參書官 2、前郡守 1、平壤民代表者 1、平壤商業衆議所会長 1、幼学 1
	2. 2	黄州駅休憩室	觀察使 1、道事務官 1、郡守12、前郡守 1、前五衛將 1、前中枢院議官 3
	2. 2	開城行在所	奎章閣官員 3
2. 3	開城行在所	觀察使 2、道事務官 1、警視 1、府尹 1、郡守16、財務官 1、裁判官 1、従二品 6、正三品26、愛国婦人会地方課長 1、漢城府民会長 1、義親王	

典拠：『旧韓国官報』

像のお披露目とともに、平壤を
始めとする関西地方と大韓帝国
の「伝統」性が改めて確認され
ることになる。往路に平壤で経
宿した純宗は、侍臣に檀君の墓
の所在を下詢したが、答えられ
た者がいなかったためその調査
を命じ、復路で平壤に経宿した
際には、檀君陵・崇仁殿（箕子
を祀る）の致祭、箕子陵・東明
王陵の奉審などを命じ（表六参
照）、また開城では高麗王朝の
遺址である満月台や、朝鮮太祖
にかかわる穆清殿・敬徳宮に赴
いた。漢城での行幸における

おの家に帰り時勢に随つて進就的思想を研究して人民の知識を開発
せよ。⁽⁹⁸⁾ ……
あるいは断髮の皇帝をみて、「臣子たりて歓迎する地に髮を断たない
のは道理に違反している」と述べてその場で自ら断髮する者もいたとい
う。⁽⁹⁹⁾ 新聞報道によると、南巡の際に皇帝祇迎の場で直ちに断髮した者は
数千名、巡幸沿線で「漸次断髮した者、その数知れず」といい、西巡の
際には開城郡で千名、平壤で数千名、旧義州で三百余名、黄州郡で三七
六名が断髮の皇帝をみて自ら髮を切ったとい⁽¹⁰¹⁾。巡幸の際に陸見を許さ

れた者は、表五のとおりである。その動員、国旗掲揚など祇迎祇送の中
心的役割を担ったのは、觀察使とその指示を受けた郡守だった。
ところで、軍艦搭乗、産施設・運動会の観覧などが行われた南巡に対
し、西巡はやや趣きを異にする側面がある。高宗が一九〇二年以後、
「礼儀文明」発祥の地である平壤に西京を設置し、そこへの行幸の実現
を希望していたことは別稿で述べたところであるが、日露戦争以後、西
京は実質的に廃止されていた。しかし、皮肉にも純宗は西巡によって高
宗が果たせなかった平壤行幸を実現したのである。そして、新しい皇帝

表6 南・西巡における奉審と致祭

		官報	対 象
南	奉審	1. 9	隆陵・健陵
		1. 12	孝昌園・懿寧園、永懷園
	致祭	1. 7	朴泰輔祠板、金昌集・李頤命・趙泰采・李健命祠板、朴彭年・成三間・李禮・柳誠源・河緯地・俞応孚墓、宋時烈祠板、趙憲墓、宋浚吉祠板、金集祠板
		1. 8	金宏弼祠板、鄭汝昌祠板、李彦迪祠板、李滉祠板、慶州新羅王三廟、首露王廟、金庚信墓
		1. 9	宋象賢・鄭撥祠板
		1. 12	讓寧大君廟・孝寧大君墓
西	奉審	1. 27	敬陵・昌陵・明陵・翼陵・弘陵・禧陵・孝陵・睿陵・順昌園・昭慶園、恭陵・順陵・永陵・長陵、興園、齊陵・厚陵、高麗顯陵以下諸陵
		1. 29	威化島駐蹕旧址、龍灣聚勝堂
		1. 31	箕子陵、東明王陵
	致祭	2. 3	穆清殿
		1. 27	尹瓊墓、李珣祠板、成渾祠板、崇義殿、姜邯贊・崔冲墓、安裕墓、崕陽書院、朴世采墓
		1. 28	忠愍祠、表節祠
1. 29		林慶業祠板、李莞・崔夢亮墓、黄一皓・崔孝一祠板	
	1. 31	崇靈殿、崇仁殿、乙支文德墓、金景瑞・鄭鳳壽墓	

典拠：「旧韓国官報」

「近代」と「伝統」の使い分けが、西巡においても踏襲されたといえよう。『皇城新聞』は、西巡に際して次のような論説を掲げている。

……今回西巡なされる路次について歴史に拠れば、平壤は始祖檀君が東方の首出なされた聖人として建邦設都なされ、順時立教なされた箕子が東渡なさり九疇の学と八条の教を以って文明を始開なされ、東明聖王が北扶余に発跡なさり神武を用張して支那の官吏を駆逐し、檀箕の旧疆を克服して七百余年の独立基礎を建設なされ、安州の清川江は乙支文徳が随の百万大兵を渾殺して国威を顕揚した地であり、鴨綠江左岸は広開土王が十万歩騎を親率なされて南征北伐し、四夷を攘斥して版図を恢拓なされた地であり、寧辺と亀城は前朝名

臣姜邯贊が契丹の十万衆を撃破して祠宇を安靖した地であり、義州の威化島は我が太祖高皇帝におかれて征遼大兵を駐劄なされ万世洪業を肇基なされた地である。／惟れ我が大皇帝陛下におかれて、維新の命を膺けられ庶政の更新を懋められ、文化の発展をお図りになるが、歴代群聖の休烈を丕承なされて金甌一統の基業を式廓なされ、春台玉燭の光明を普遍になされることを、百拜願祝いたします。¹⁰⁴（傍線は原文で大活字）

古朝鮮↓高句麗↓高麗↓朝鮮（大韓帝国）に伝わってきた「伝統」が、純宗の西巡によって再確認されているのだが、いわば「正統論」の形を取っているため、韓国皇帝が日本に掌握されている状況で、巡幸を皇室利用による統制政策とみなすことができなくなっている。『皇城新聞』の巡幸に関する記事は、これ以外にも肯定的姿勢で一貫している。

2 風説の流行と義憤

もつとも、巡幸に際して全ての人が歓迎行事に参加し、断髪を皇帝をみて自ら断髪したわけではない。まず、巡幸の鉄道沿線から外れた地方では概ね巡幸に無関心だった。次は仁川からの報告である。

御通路二遠ザカリ民心ニ影響ナシ甚シキハ府尹ノ命ニヨリ国旗ヲ掲揚スルモ其何ノ故タルヲシラサル者多キガ如シ¹⁰⁵

ところで、主に朝鮮半島南部で展開した義兵闘争において、その指揮の対象の一つが断髪だった。

今上皇帝陛下ニハ断髪ヲ牢定シタルヲ以テ臣民モ亦将サニ之ニ従ハントスト此レ何ノ報ソ是レ言フニ忍ヒサルコトナリ主辱カシメラレ

テ臣死スルハ固ヨリ当然ノ理ナリ然ルニ惟タ賊国ヲ討タス国ノ滅亡ヲ待ツト嗚呼痛イ哉⁽¹⁰⁶⁾

君臣の義にもとづく義憤といふべきものである。全羅北道では第二次断髮令の後に義兵が盛んになったため断髮令が停止されたといひ、漢城の学校生徒は夏休みなどで帰省する際に断髮では危険なので、休みが近づくとき学校側に断髮を免除するよう要請することもあった⁽¹⁰⁸⁾。断髮をしないため觀察使から辞職勧告を受ける郡守、郡守から断髮の巡回指揮を命じられた面長が、身に危険が及ぶのを恐れてそれを拒否したことなどが報じられている⁽¹¹⁰⁾。そもそも第二次断髮令の頒布に際しては、いち早く断髮した一進会員が地方で義兵に襲撃されているので、農商工部大臣として入閣した宋秉畷が、いっそのこと全ての人民を断髮してしまえとして提議したのだという風説が流れていた⁽¹¹¹⁾。

風説が威力を発揮したのが南巡である。次は京畿道安城からの報告である。

当地ハ頑固党ノ根拠ト称セラレダケ排日熱亦盛ナリ一度行幸ノ報伝ハルヤ曰ク是レ日本ハ皇帝ヲ誘致シテ東京ニ幽閉スルカ若クハ済州嶋ニ謫居セシムルノ策也曰ク統監ハ皇帝ヲ日本ニ誘致シテ奪位ヲ行フモノニシテ釜山港ニハ皇帝ヲ迎ヘンガ為メ日本軍艦數隻碇泊セリ等蜚説流言相伝ハリ学徒父兄ノ如キ同盟シテ普通学校ヨリ子弟ヲ退学セシメントシ其口実トスル所ハ韓国ハ日本ノ領土ト変ズベキヲ以テ最早子弟ヲ教育スルノ要ナシ寧口実業ニ従事セシムルニ如カズト……⁽¹¹²⁾

巡幸に託けて皇帝が日本に連れ去られ、それを契機に韓国は日本に領

有されるといふ風説が広まったのである。皇太子の日本留学に対して『大韓毎日申報』が肯定的に言及していたのは先にみたが、巡幸の際には『皇城新聞』が大活字を交えてその公式日程の模様を伝えたのに対し、『大韓毎日申報』は巡幸の日程そのものには全く言及せず、南巡の目的は太皇帝を日本に「誘致」するための下準備であるなどと伝えていた⁽¹¹³⁾。同紙は一九〇八年一月頃から、こうした太皇帝渡日の風説をしばしば紙上で伝えている（ただし、実際に日本が純宗・高宗の「誘致」を計画していたかは別の問題である）。

こうした風説にもとづく抵抗運動が各地で行われた。次は、南巡に随行した金允植の釜山での記録である。

……夜韓日両国官民、設晩餐会于日本旅館、両国民団長演説、統監良久演説、扶植韓国、共保東洋之意、妓舞佚蕩、韓日両国民及各学校兒童、堤燈慶祝、圍繞行宮、燦如火城、是夜府民等、疑大駕乘艦、或有東渡之訛言、府民募結（決力）死隊四百五十名、達夜衛宮、宮内大臣万端曉諭、終不解散、巡檢揮逐散之、民情雖愚、亦可貴也⁽¹¹⁴⁾……大駕乘吾妻艦、諸臣從乘、此是九千噸艦、親覽艦内、各種機器使用之法、大砲水雷放射式及水軍角觐戲、諸艦演操之状、艦長設午餐、御陪食、伊藤云、初欲起碇運動於港内、恐滋愚民之疑、遂罷意……⁽¹¹⁵⁾

堤燈行列や皇帝の軍艦御乗の公式日程が行われる傍ら、皇帝「東渡」を阻止するために四五〇名の決死隊が組織され、伊藤は純宗を乗せた軍艦の港内運航を断念せざるをえなかったのである。『皇城新聞』は決死隊に一切言及していないが、『大韓毎日申報』は釜山で「四千余名」が

決死隊を組織したこと（ただし金允植の記録とは大きく食い違う）、人民が衣服を脱いで道路に敷き純宗の軍艦搭乗を阻止しようとしたこと、決死隊が木船五・六〇隻で軍艦を囲み、純宗が渡日するなら海に飛び込んで溺死すると一斉に叫んだことなどを報道している。馬山では「人民らに憤鬱之心が大発したのか、好ましからざる景色が将に起こる慮」があったため、伊藤は港民への演説を途中で切り上げたという。¹¹⁷

また、馬山からの報告には次のようにある。

当地ニ於ケル日本人ノ勢力発展ニ伴ヒ韓人ノ日本人ニ対スル感情益々面白カラザルヲ見シ、今回ノ巡幸ニ於テ韓人ノ最モ喜ハザリシハ行在所ノ新馬山即チ理事庁等ニ定メラレタルコト及ビ奉迎ノ位置并ニ堤燈行列ノ順序日本官民及ビ学生ガ韓国ノ官民学生ニ先ダテルヲ見ルヤ韓人側ニ於テハ大ニ不当ヲ鳴ラシ血氣ノ青年輩ハ処々密会シテ不穩ノ決議ヲ為スモノアルヲ以テ当普通学校ノ学徒ニハ懇々慎重ノ態度ヲ採ルヘキ旨訓戒ヲ加ヘ置キタルニ拘ハラズ尚行列順序ノ變更ヲ見ル能ハザルヲ憤慨シ帰途日本国旗ヲ破毀シタル学徒アリ、又統監万歳ヲ応唱セザルモノアリ公立学校ニシテ尚且然リ私立学校及一般人民ノ感情推シテ之ヲ知ルベシ……

行在所に理事庁が使用されたのは先に述べたとおりであるが、これに対する不満が朝鮮人側にあったのである。同時に、奉迎と堤燈行列の順番が朝鮮人側の不満を呼び起こしているが、これは日本人の優越意識に対する不満といいかえることができるだろう。

3 日章旗拒否

西巡における抵抗は、南巡のそれとは趣きを異にしている。次は定州からの報告である。

帝都ニ遠ナリ帝徳ニ接スルノ機会ナキノミナラズ米国人ノ感化ヲ受ケ共和政体ヲ夢想スルモノ多キ当地方ニ於テハ歓迎ノ誠意殆ンド認め難ク冷淡極ルノ状態ニシテ日本人側ヨリ交渉ニヨリ漸ク共同準備ニ従事シ表面ダケ遺憾ナキヲ得タリ……¹¹⁹

即位記念日などの慶祝行事が各地で盛んに行われたにもかかわらず、ここでは皇帝に対して冷淡であったというのである。関西地方はキリスト教徒が多い地方であるが、アメリカ人宣教師らによって共和制を志向する傾向があったと述べられていることも興味深い。ただし後にみるように、西巡における抵抗は概ね「忠君愛国」にもとづいていた。

また、開城などでは伊藤博文を殺害するため爆薬が仕掛けられたという風説が広まり、一月二六日夜半には開城駅付近の奉迎委員出張所から爆発音が聞こえたという。¹²⁰ 宣川では、前年の一九〇八年の即位礼式日に「韓国官民祝賀会」が開催され日本人三人が招待されたが、「韓国大皇帝陛下即位記念日に日人を招待し妓生を招くのは、我が国体と我が学校の体面を損傷するものである」といって、数百名の学校生徒が「官民三名」を殴打し、投石する者もいた。¹²¹ その宣川では西巡の際に、氣を着けの姿勢で万歳を唱えるよう日本人巡査から注意があったが、「万歳を唱えて手を挙げるのは世界通用の礼」、漢城では拳手が「既に前例」となっているなどといつて、生徒たちは拳手をして万歳を唱えたという。¹²²

西巡での反応で特に目を引くのが、日章旗の掲揚拒否である。各地で

の祇迎に際して韓日両国の国旗を掲揚し、学校生徒は両国旗を交叉させて手に持つように各地方官から訓令があった（ただし、学部大臣の訓令にはその指示がなかったようである）。しかし、平安南道觀察使李軫鎬からの「強制指導」があった平壤では、韓日両国旗を交叉した学校は公立普通学校のみで、新民会の大成学校を始めとする私立学校（多くはキリスト教系である）では太極旗のみ掲げたという。こうした日章旗掲揚拒否は他の経宿地でも発生していた（なお、平壤では天道教徒も日章旗を交叉するのを拒否したという）¹²⁴。

その抵抗の背景には、まず定州からの報告で次のように述べられているように、日韓両国旗の交叉が西巡の直前に決定されたという事情があった。

……当日私立学校学徒等が帰途日旗ヲ道路ニ遺棄シ韓旗ノミヲ持チ
歸リシハ日本人ノ等シク憤慨セシ所ナリシモ韓旗ハ予メ綿布ヲ以テ
之ヲ作製シ日旗ハ俄カニ紙製ヲ以テ間ニ合ヒタルニ過ギザレバ必ず
シモ悪意ニ出タリトモ認め難シ¹²⁵

学部大臣と地方官の訓令に齟齬があったというのも、こうした事情によるものであろう。警察で事情聴取を受けた大成学校校長安昌浩は、この点を突いて受け答えている。

……（警察が問うに）日旗を交叉せよと官吏の訓令が有つたのに、
従わないのは逆民ではないか。安氏が答えて曰く、学大（学部大臣）
訓令にはこのような説がなく、郡守訓令にはこのような説が有つた
が、官令が一つでない時には自意に従うべきであるので、そのよう
にした、と。又問うに、それでは排日主義ではないのか、と。安氏

曰く、事理の穏当なとりに行くことがどうして排日なのか、と。
数回質問が有つた後に、これから範囲外の行動をするなという、
安氏が乃ち憤然として曰く、この度の御巡幸で伊藤統監は陪従臣で
あるが、皇上陛下のほかにはいかなる陪従臣のためであれ国旗を
掲げるのは非理の事である。陪従臣に対してその国旗を掲げれば、
皇上に仕える我が臣民の衷情がどうして未安不快でなかるうか、
と。¹²⁶

ここでの「自意」「事理」は、朝鮮人は韓国皇帝にだけ仕えるという
ことである。平壤を始めとする関西地方では、大韓帝国初期からキリス
ト教系学校や教会で「忠君愛国」精神の涵養が行われてきた土地である。
平壤のキリスト教会では以前から「国家の為に祈祷して」いたが、西巡
の際にも祇迎式の後に教会で学校生徒と「教人一同」が「為国祈祷」を
行い、「この度隆冬盛寒に我が 皇上陛下におかれて冒寒 動駕なされ
ることに対しても自然感懐し、現今の国家の有り様に対しても自然悲愴
になるので、この国の臣民たる者が良心の発する所から天然の涙を下し」
たという。¹²⁷

四 「抗日ナシヨナリズム」の形成

1 巡幸と「自治育成政策」の破綻

純宗即位式以後の皇帝像の変化、行幸・行啓の在り方などは、日本の
天皇の場合と酷似していることに気が付く。とりわけ一八八九年二月一
日の憲法発布式典とその後の行列は、純宗即位式から昌徳宮移御にい
たる皇帝像・行幸のモデルになっていると思われる。伊藤博文の主導で

計画された憲法発布式典では、天皇は古装束で厳かな儀式を行った後、軍服で憲法発布の勅語を読み上げ総理大臣に手渡した。その後、宮城から青山練兵場への行列が行われたが、天皇・皇后は初めて英国製馬車に同座した。閉ざされた宮城内での古装束による神聖な儀式と軍服による儀式と夫婦同伴の行列は、その後も一八九四年の明治天皇銀婚式大祝典、一九〇〇年の皇太子結婚式に受け継がれた。¹²⁸伊藤の韓国保護政策である「自治育成政策」は、明治日本が行ってきた「文明」化の論理に朝鮮民衆を取り込み、日本の韓国保護の実を示すことによって、保護政策に対する韓国の民衆の同意を取り付けようとする楽観的なものだった。その一環として、皇室の「文明」化とその利用策が取られたといえよう。李完用・趙重応ら当時の閣僚がそれに呼応したのは、伊藤の「自治育成政策」が韓国を当面は併合するものではないという認識とともに、甲午改革・独立協会などに参加してきた開化派系列の改革の方向が一致したからであろう。高宗の「讓位」を前後して亡命・流配などの不遇にあった開化派が復活することによって、かれらの影響力が一定の広がりを見せる中で、韓国側の実力養成運動が高揚したといえる。

しかし、伊藤の保護政策に対する反対運動はやむどころか、むしろ義兵闘争が激化したことは周知のとおりである。南巡における決死隊などの抵抗は、義兵闘争の「主辱カシメラレテ臣死スルハ固ヨリ当然ノ理ナリ」というような義憤に通ずるものである。民衆の素朴な「忠君」意識が、「皇帝東渡」という風説によって抵抗運動となった事例だといえる。これに対して、西巡における日章旗掲揚拒否の抵抗は、学校生徒・キリスト教徒らが中心となり、国旗をめぐる起こっている点で南巡の義憤

型の抵抗とは性格が異なる。この運動は、甲午改革の「国民」創出政策、独立協会の「国民」創出運動、それを引き継いだ保護国下の実力養成運動で強調された「忠君愛国」精神を前提としているのである。

『大韓毎日申報』は、西巡での日章旗掲揚拒否運動を報道するなか、次のような論説を掲載している。

この度、大駕西巡に沿路地方官吏が巡検を大いに発し、製造した日本旗幾万个を帯びて市府と閭巷に横行し、太極国旗の傍らに日本旗を交叉せよと一声二声声大喝したが、かの一般人民が皆おもえらく、私の頭上には四千載蒼々不変の大韓帝国天を戴き、私の足下には三千里茫茫不壊の大韓帝国土を履き、両眼には大韓帝国日月を瞻仰し、一身には大韓帝国雨露を沾被した世々生々の大韓国民として、今日我が大皇帝陛下におかれて地方に巡幸なされ、我が民情を周察なされるこの時に、我輩衆民が堂々たる我が大韓帝国国旗のみ掲げるべきなので、いくら觀察の令甲が厳しくとも、いくら巡検の恐喝が甚だしくとも、我が大韓国旗の傍らに他国旗の交掛を許さな

いと言ひ、万口が声を同じくし、万腔が心を同じくして、畢竟御巡沿路に数万個の日本太陽旗は失色斉退し、太極八卦大韓帝国旗のみ煌々独立したところに、大韓帝国万歳の声が、大皇帝陛下万歳の声と俱に長じ、檀君遺都に天日が重明し、東明故祠に草木が再春である。壮なるかな、同胞の国家的精神よ。開城に始まり義州に至ること凡そ千余里間に、一般人民が謀らずとも辞を同じくし、その一団自国精神が電信のように相通じ、鉄道のように長亘するので、許多の官吏の試験が一切無効に帰した。／ああ、誰が韓人の愛国心

が薄いと言ひ、誰が韓人の自国精神が弱いと言ふのか……⁽¹²⁹⁾

この論説で述べられている「國家的精神」「自国精神」や檀君朝鮮や高句麗（東明王）の「伝統」は、決してこの論説に突出したものでない。すでに「忠君愛国」の精神は甲午改革期から強調されており、万歳は独立協会・『独立新聞』の啓蒙運動がそれを身体で表出させる方法として普及させたもので、大韓帝国期において一般民衆に浸透しつつあったものである。また「伝統」にしても、高宗の皇帝即位の詔勅や平壤西宮建設の詔勅などで、さらには西巡の過程でも先の『皇城新聞』論説のように強調されたものであり、当時の学部検定教科書にも檀君や箕子に関する叙述はある。しかし、『独立新聞』以来の啓蒙論説は、民衆の愛国心の欠如を問題視し、そのような「愚民」を「国民」化しようとしてきたのだが、この論説では西巡での日章旗掲揚拒否運動を根柢に、朝鮮人の「國家的精神」「自国精神」が確固としたものであり、関西地方の「伝統」は皇帝ではなく朝鮮人の「國家的精神」「自国精神」に直結するものとして論じられているのである。本来、「文明化」して大韓帝国皇帝に忠誠を誓う「国民」を創出することは、皇帝の主権を奪った日本に対する闘争に命も惜しまない「国民」を創出することになる。「文明」に対して樂觀的な伊藤は、自力で「文明化」できなかった大韓帝国に、皇帝を掌握した上で日本が「文明化」の「指導」をすれば、自ずと韓国は日本に心服するだろうという見通しを持っていた。さらに、韓国側でも未だ韓国には「文明化」した「国民」が創出されていないという愚民観を持ったままでは、伊藤の「自治育成政策」の枠内での実力養成運動に止まらざるをえない。しかし、西巡における学生らの抵抗では、大

韓帝国の「国民」創出運動の結果が純化して、日韓の親睦を前提とする伊藤の「自治育成政策」を破綻させている。『大韓毎日申報』論説は、これを契機に朝鮮人の「國家的精神」「自国精神」を自明化させたわけであり、ナシヨナリズム言説での一大転換をもたらしたのである。

2 「忠君愛国」の矛盾

『大韓毎日申報』は、西巡の後も日韓の親睦を前提とする実力養成運動や日本を中心とする東洋連帯論に批判を加える論説を掲載し続ける。ただし、前節の最後に引用した西巡の際の論説は、「忠君愛国」を前提としたものである。日本の手によって皇帝の「文明化」が行われ、皇帝の権威を利用して民衆の「文明化」が行われている以上、「忠君愛国」ではいまだ伊藤の「自治育成政策」を否定できない。そこで注目されるのが、『大韓毎日申報』の次の論説である。

……蓋し、古代には国家二字の意義が不明で、上古馬韓辰韓の数拾部落が并立した時には酋長が国家の中心点になり、中古羅麗洛等封建時代には封建が国家の中心点になり、近古高麗以後には或いは貴族が国家の中心点になり、或いは君主が国家の中心点になった故に、酋長の忠臣、貴族及び君主の忠臣が多く、国家の忠臣が少なかったが、今日に至っては、国々が相競い族々が相呑むので、国民人々（が）国字の義を講じ、忠字の義を解し、真正な大忠臣を渴望する時であるのだ。／＼そうであるなら、君上には不忠であることも可なのか。君上は一国の主権者だという。君上と国家の関係が常に相同じである故に、国家に忠である者は自然と君上にも忠であるはずだ

が、もし君と国の利害が両立しない場合には、君を捨てて国に従うのである。ああ、孟子が言うに「民ヲ重キト為シ、社稷之二次ギ、君ヲ軽キト為ス」と。君は即ち君主であり、社稷は即ち皇室であり、民は即ち国家である。¹³⁰

もはや「国家的精神」「自国精神」が自明化された以上、日本に掌握された皇帝・皇室は必要がなくなる。ここに「忠君」と「愛国」は分離し、儒教的民本主義の言がナショナリズムの言説として読み替えられるのである。さらに『大韓毎日申報』は、実力養成運動によってもたらされる物質的・制度的進歩をも否定するようになる。

……故にその国に豪傑が生まれることを望まず、教育が盛んになることを望まず、実業が興ることを望まず、ただこの国民の魂が滅びないことを望み、故に国に學術が開けることを愛さず、技芸が進むことを愛さず、法律が備わることを愛さず、政治が明らかになることを愛さず、ただこの国民の魂が健全であることを愛し、故にその国の土地が広いことを誇らず、人民が衆いことを誇らず、財政が富んでいることを誇らず、軍馬が壯んであることを誇らず、砲台が険しいことを誇らず、兵艦が雄んであることを誇らず、ただこの国民の魂が強いことを誇るべきである。¹³¹

すでに『大韓毎日申報』は、「国家的精神」「自国精神」や「国民の魂」に類似したものとして「国粹」を挙げていたが、一九〇八年八月の論説によれば次のとおりである。

……国粹とは何か。即ちその国に歴史的に伝来する風俗・習慣・法律・制度等の精神がこれである。……檀君以後、三国が初めて起こ

る時までには神話が正しく盛んで、帝王が起こると上帝の子と必ず称し、后妃を娶ると河伯の女と必ず称し、迷信風潮が東半島に遍満していたが、今に完備した一編の神代史が伝わらず、高句麗は西北に在って羅済は東南に起こり、輝赫した武功が隣国史に照耀していたが、今に一卷の照詳な戦功史が現れず、勝朝以前に仏教が盛行して、甚だしくは地名・人名まで仏氏文字を必ず用いたが、儒教徒がその主席を奪った以後、僧家の旧蹟が尽蔵し、たとえ東方聖僧であった元暁・義湘でも遺風が聞かれない。ああ、これを推して観るに、古代人に対して紀念が無く、古代事に対して愛恋が無いのは、韓人通有の短所であるのだ。¹³²

ここで述べられている「国粹」は、自国の歴史・風俗などを軽視する風潮を批判するものであつて、すなわち直接には中国を崇拜する「事大主義」の批判である。その意味で「国粹」は、「大韓帝國的ナショナリズム」といえる。また、同じ論説では韓国の古代の人物や政治・風俗が「悉く二十世紀の新世界維新主義に適当な人物になり、適当な政俗になるというべきでないが、その短を棄ててその長を取り、青年をして先民を崇拜せしめ、人民をして国性を發揮せしむ」と述べられていることからわかるように、「自治育成政策」下での実力養成運動の粹を出るものではない。この「国粹」から「国民の魂」への変化は、巡幸を前後した言説上の転換の一側面である。

こうした言説上の転換とともに、「忠君愛国」意識の涵養のための身体動作として創出された万歳が、この頃変容を遂げていた。金九は『白凡逸志』で海西教育總會の学務総監として黄海道内を巡回していた頃の

出来事（一九〇九年頃と推測される）を、次のように回想している。

……白川郡守全鳳薫の招きによって白川邑に到着すると、全郡守が各方面に訓令し、面内の頭民と紳士を五里亭に招集して待っていた。そして郡守が首唱して「金龜先生万歳」を唱えるや、群衆が斉唱する。私は全郡守の口を塞ぎ、とんでもない言葉だと言った。私はその時まで、万歳の二字は皇帝にだけ専ら用いる祝辞であり、皇太子には千歳を唱えるとはかり思っていた。全郡守は私の手を取り、「金先生、安心なさりなさい。私が先生を歓迎して万歳を唱えるのは通例で、とんでもない言葉ではありません。友達同士でも送迎に万歳を唱えるのだから、安心して出迎える人士と挨拶でもして下さい」と言う。⁽¹³³⁾……

大韓帝国期において、万歳は皇帝および国家に対してのみ唱えられたことは別稿でもみたが、⁽¹³⁴⁾ここでは誰に対しても唱えることのできる「祝辞」となっている。しかもここでは、教育普及活動などで信望のある郡守の音頭で郡民が万歳を唱えている。かつて慶祝会などで「忠君愛国」の意を表明するために唱えられた万歳は、もはや任意の対象に対して一斉に行動する際の号令に変わっているのである。

五 まとめと展望——むすびにかえて

1 朝鮮ナショナリズム形成における「保護国」の位置

高宗の「讓位」の後に伊藤博文が韓国に対して取った皇室利用策は、純宗の即位式から本格化した。その第一が、断髪軍服という新しい皇帝像の創出であった。韓国における排日運動の高揚とともに、国際世論を

考慮しなければならなかった伊藤にとって、日本による韓国「保護」の実績を示すことが必要であった。それが伊藤の「自治育成政策」の本質であるが、ヨーロッパの王室儀礼を取り入れて新たな皇室儀礼を形成した日本の経験を韓国に持ち込むことによって、韓国皇室を「文明化」させようとした皇室利用策は、まさに「自治育成政策」の一環を成すものであった。伊藤が韓国で「自治育成政策」を取った時期は、日本で帝室制度調査局が一応の任務を終えて廃局となった（一九〇七年二月）直後であるが、その総裁をつとめたのが伊藤である。断髪軍服の新たな皇帝像とともに、大韓帝国の皇帝としての「伝統」も創出されていくが、それが進化した時期が日本の登極令公布（一九〇九年）の直前であったことと無関係ではなからう。

新たな皇帝像はまず、行幸によって漢城とその周辺への拡散が行われ、さらに写真（御真）という複製技術で全国への拡散が試みられた後、巡幸によって生身の皇帝の身体が地方に拡散された。皇帝は「見える」存在になったのである。それとともに、行幸・御真に対する「見る」側の規律が求められた。学校教育が未だ普及していない状況において、行幸は規律化のための学校たりえたわけである。それとともに、断髪などの身体の変容がもたらされた。第二次断髪令の公布には、伊藤よりも宋秉畯ら韓国側の意向が強く働いたものと思われるが、首都漢城を中心に断髪は時代の趨勢となっていた。もともと、地方へのその普及の度合いについては過大評価できないが、義兵闘争の弾圧とともに断髪はもはや後戻りできないものになっていくのであり、身体の変容（「国民」的身体の形成）という点で第二次断髪令は重要な意味を持つものであった。

「自治育成政策」は、「文明化」の指導という論理を押し付けるものであっただけに、実力養成運動にとつて克服困難なものだった。日韓の「親睦」を前提とする「自治育成政策」に風穴を開けたのは、民衆の間に流布した風説や義憤、それとともに独立協会以来の国旗・万歳の政治文化であった。前者は主に南巡でみられ、後者は主に西巡でみられたものである。『大韓毎日申報』の「抗日ナショナリズム」の言説は、これらを取り込んで朝鮮人の「国家的精神」「自国精神」を自明化させたところに成り立っていた。もとより、日本による韓国の保護国化と伊藤の統監政治は不当に行なわれ、期間も短期間に終わったものであったが、朝鮮におけるナショナリズムの形成という点で重要な位置を占めるものだったのである。

2 帝国の「記憶」

一九一〇年八月、日本は韓国を併合した。これによって大韓帝国の「記憶」は喪失されるかのように思えるが、必ずしもそうではない。まず、「韓国併合ニ関スル条約」の締結に当たって、李完用総理大臣は条約案に関してほぼ賛成したものの、韓国の国号を朝鮮に改めることと、韓国皇帝を「太公殿下」とすることに反対したのである。李が「韓」と君主尊称にこだわったのは、李自身が甲午改革・独立協会以来の朝鮮王朝の近代国家化に携わった人物だからである。李は国号の件について承服したが、後者に対しては執拗に反対し、「王殿下」とすることを主張した。しかし日本側からすると、「今単ニ王殿下ノ称号ヲ許セハ彼ハ之ヲ奇貨トシテ朝鮮等ノ文字ヲ之ニ冠セムト試ムルノ必然ナルヲ察シ単ニ

王殿下ノ称号ヲ用フルヲ拒絶」せざるをえない。高宗が「代理」に固執して「讓位」に抵抗したことが念頭にあったのかもしれない。しかし条約調印を優先して、「単ニ王殿下」とすることは認めないかわりに、「昌徳宮李王殿下」とすることになったのである。¹³⁵ そうして八月二十九日の明治天皇の詔書で、「前韓国皇帝ヲ冊シテ王ト為シ昌徳宮李王ト称シ嗣後此ノ隆錫ヲ世襲シテ以ノ宗祀ヲ奉セシメ」、「待ツニ皇族ノ礼ヲ以テ」することになった。

韓国皇室は「王族」として存続することになったのであり、韓国併合後も昌徳宮には純宗が、徳寿宮には高宗（徳寿宮李太王）となった¹³⁶が住み続けていた。「韓国併合ニ関スル条約」の公布の直後に行われた万寿聖節では、例年どおり純宗の徳寿宮への「行幸」（正しくは行啓）が行われた。ただし鹵簿儀仗は日本騎兵隊が担当し、太極旗の代わりに日本騎兵隊旗が掲げられ、沿路で見守るのは学校生徒ではなく警察官だけだった。¹³⁶ もちろん前韓国皇室の記念日に堤燈行列が行われることはなく、「併合記念日」や天長節に行われた。しかし、「行幸」自体は継続されていく。

表七は、一九一八年までの純宗の「行幸」を示したものである。併合以前よりもむしろ回数が増加し、徳寿宮への「謁謁」も一月に一回以上のペースをほぼ守っている。併合によって人々から帝国・皇帝の「記憶」が抹消されるどころか、その「記憶」は頻繁に再生されているといえよう。その他に、回数こそ多くないが、蘆島園芸模範場・共進会・月谷里農場などの産業施設への「行幸」も行われた。さらに一九一七年には東京（王世子垠の結婚準備のため）とともに、南巡・西巡に次ぐ東巡とも

表7 1910年代の純宗の「行幸」

年度	徳寿宮	総督官邸	宗廟	洪陵	他の陵園	駅送迎	その他	計
1910	3	3	1	2	0	0	蘇島園芸模範場 1	10
1911	15	4	1	2	0	0		22
1912	12	3	1	2	0	0		18
1913	13	2	1	2	1	0		19
1914	13	3	1	1	1	0		19
1915	15	3	1	2	0	2	共進会 2、月谷里農場 1	26
1916	12	6	1	1	1	2		23
1917	10	0	1	1	0	0	咸興 1、東京 1	14
1918	17	3	0	1	3	1	仁川 1	26
計	110	27	8	14	6	5		177

典拠：『純宗実録』

いうべき咸鏡南道咸興への「巡幸」（正しくは巡啓）が行われた。すでに一九〇九年の西巡の後、新任の曾禰統監の陪従による東巡が行われるという風説があったが、巡幸が鉄道で行われるものだったとすると、それは不可能だった。ところが、あたかも一九一六年の咸鏡線元山―咸興間開通を待っていたかのように、一九一七年五月九日から一六日まで、鉄道による咸興への「巡幸」が行われるのである。周知のとおり、咸興

は朝鮮王朝発祥の地ともいえるべき土地で、純宗は本宮（雲田宮）と定和陵（太祖の父母である桓祖と懿惠王后の陵）、帰路に釈王寺に詣でている。人々の歓迎ぶりは次のようであった。

駕発、自元山駅至咸興、
 経宿于道長官官舎、沿路
 各停車場、咸興市内各官
 民学生祇送祇迎、大雨之
 余、道路破裂、而附近人
 民、自来修補、至有撤其
 屋蓋籬編而填之、及駕至
 也、父老婦孺堵列瞻望、
 歎声如雷⁽¹³⁸⁾
 「歎声」が万歳だったとは

考えにくい、かつての巡幸と同様に学生を始め多くの人々が列を成して、「雷のような」歎声で歓迎したのである。

なぜ日本が韓国併合の後も大韓帝国の「記憶」を呼び起こさせるような「行幸」や「巡幸」を継続したのだろうか。韓国の「独立」保障、韓国皇室の「安寧」を唱えつつ韓国を侵略した日本としては、その矛盾から「併合」も両国皇帝の同意という形式を取らざるをえなかった⁽¹³⁹⁾のであり、李完用の「抵抗」にみられるような韓国側の動きに対して懐柔を加える必要があった。そのため、韓国皇室に対して「各其ノ地位ニ応シ相当ナル尊称威厳及名誉ヲ享有セシメ」（「韓国併合ニ関スル条約」第三条）、「待ツニ皇族ノ礼ヲ以テ」（詔書）すると、優遇を約束しなければならなかったのである。しかし、前韓国皇室を優遇することと、日本の朝鮮統治の根本方針である同化主義は矛盾関係にある⁽¹⁴⁰⁾。

一九一九年一月二一日、高宗が死亡し周知のとおりその毒殺の風説が広まった。そして三月一日を迎えた。金允植は『続陰晴史』一九一九年三月一日に次のように記している。

午後三時、忽有呼噪之声、喊叫動地、使人探之、各学校生徒、会于鍾路、叫大韓帝国独立万歳、或聚於塔洞公園、或演説于大道上、相率至大漢門、闖入呼嵩、一派至昌徳宮外呼嵩、歴美・仏領事館、出至南大門駅……

金允植の直接の目撃ではないが、鍾路で「大韓帝国独立万歳」を唱えた群衆は徳寿宮へ向かい、あるいは昌徳宮に向って万歳（呼嵩）を唱えている。この道は純宗が高宗を見舞うために頻繁に馬車で通っていた道であり、かつて人々が提燈行列で「大韓帝国万歳」を唱えた場所であつ

た。⁽¹⁴⁾一〇年程前までごく頻繁に行われていた王宮前での太極旗と万歳和唱の民衆の「記憶」が、三・一運動の民衆の行動となって現われたといえよう。地方の三・一運動においても、独立の結果は大韓帝国への復帰だと考えられることが多かった。⁽¹⁴²⁾また、ソウルとともに万歳示威がいち早く展開したのは、京義線・京元線沿線、とりわけ純宗の巡幸の際にキリスト教徒が中心になって日章旗掲揚拒否運動を行った京義線沿線の都市部だった。一方、三・一運動の勃発が風説を一つの契機にしているのは、南巡の時の皇帝誘致の風説にもとづく義憤型の抵抗に通ずるものである。

もつとも、三・一運動に参加した民衆が全て大韓帝国臣民の論理で行動したわけではない。農村部では運動に参加すると、独立の暁には納税が免除されたり土地が分配されると考えられ、面事務所を襲撃して民籍簿などを焼くこともあった。⁽¹⁴³⁾これは、甲午農民戦争に通ずるような反近代的なユートピア思想といえるだろう。さらには、三・一運動から時期はずれるが、ソウルで日本人巡查がある朝鮮人をコレラ患者だとして病院に連行しようとしたところ、集まった人々が巡查に罵声を浴びせ、それがやがて「独立万歳」になったというような事例もある。⁽¹⁴⁵⁾併合前から日本はコレラ患者を警察権力によって避病院に隔離しており、家族の死に目に会えないという不満が民衆に広まっていた。⁽¹⁴⁴⁾こうしたさまざまな心性を独立運動に収斂させることができたところに、万歳の威力があった。

一方、併合直前になされた「忠君」と「愛国」の分離は、三・一運動とその後の言説にも継承されている。民族代表による宣言書では、「半

万年歴史の権威」と「二千万民衆の忠誠」が自明のものとして「民族的独立」が唱えられている。したがって、宣言書末尾の「朝鮮建国四千二百五十二年」の「朝鮮」は、「大韓」に對置される事大主義の象徴でも、日本によって定められた国号でもなく、檀君朝鮮の「伝統」を象徴するものになる。宣言書は、やはり「大韓帝国的ナショナリズム」を超えたところに成立しているのである。ただ、大韓民国臨時政府は「大韓」とともに、太極旗や「愛国歌」という大韓帝国の象徴を引き継いでいるが、君主制の否定によって太極旗や「愛国歌」から大韓帝国的要素がいつの間にか「忘却」されていった。⁽¹⁴⁷⁾そして何よりも、三・一運動の万歳の「記憶」が、民衆の「ネーション」としての自明性を言説においてさらに深化させることになった。たとえば、申采浩が一九二三年に起草した「朝鮮革命宣言」⁽¹⁴⁸⁾は、「三・一運動の万歳の声に民衆の一致の意気が奮現した」とした上で、「民衆は我が革命の大本營」であり、その民衆の直接革命によって「強盗日本の統治を打倒」せよと述べている。三・一運動が朝鮮ナショナリズムの形成において画期的な意義を有するのは、まさにこうした点にかかっているのである。

註

(1) これについては、拙稿「大韓帝国における『国民化』・序説」(『人民の歴史学』一三〇、一九九六年二月)で大まかな見通しを立てておいた。

(2) 森山茂徳『近代日韓関係史研究』(東京大学出版会、一九八七年)、二一五—二二〇頁。

(3) 海野福寿「韓国保護条約について」(同編『日韓協約と韓国併合』明石書店、一九九五年)、三二八—三三〇頁。

(4) 同右、三七三―三七四頁。

(5) 拙稿「甲午改革の近代国家構想」(『朝鮮史研究会論文集』三三、一九九五年一〇月)、同「朝鮮開化思想の構想」(『朝鮮学報』一五九、一九九六年四月)、同「独立協会の『国民』創出運動」(『朝鮮学報』一七二、一九九九年七月)。

(6) 保護国期における開化派系人士の実力養成運動について、拙稿「保護条約以後の『実力養成運動』の論理と活動」(『朝鮮学報』一六五、一九九七年一〇月)、参照。

(7) 趙景達『異端の民衆反乱』(岩波書店、一九九八年)、参照。

(8) 金吉信「朝鮮人強制連行真相調査団訳」(すべての旧『条約』は不法、無効な虚偽文書(海野福寿前掲書、所収)が典型的な例である。また、李泰鎮(金玲希訳)「統監府の大韓帝国宝印奪取と皇帝署名の偽造」(同右書、所収)は「讓位」を日本の「犯罪行為」として論じているが、事実認識において本稿とは見解を異にしている。

(9) 『旧韓国官報』光武二年七月一九日号外。

(10) 「韓帝讓位ノ詔勅ニ関シ外務大臣ヨリ通報ノ件」(『日本外交文書』第四〇巻第一冊)、四六六頁。

(11) 「韓帝讓位式挙行ノ件」(同右、四七〇頁)。

(12) 檀国大学校附設東洋学研究所編『韓国漢字語辞典』第二巻(檀国大学校出版部、서울、一九九三年)。

(13) 『旧韓国官報』光武二年七月二〇日号外。

(14) 前掲「韓帝讓位式挙行ノ件」、および『高宗実録』光武二年七月一九日。

(15) 『高宗実録』光武二年七月一九日。

(16) 「韓帝讓位後ニ於ケル同国内ノ情勢并対韓政策ニ関シ稟申ノ件」(『日本外交文

書』第四〇巻第一冊)、四八〇頁。

(17) 榎崎親一「韓国丁未政変史」(日韓書房、一九〇七年)、七七頁。

(18) 『旧韓国官報』光武二年七月二〇日号外。

(19) 日本の孝明天皇と明治天皇との間の空位は一四日であったが、「明治から大正では、空位が一日もあつてはいけなさと、踐祚まで十七分と急いだ」のは、「ヨーロッパ的な帝王觀念が導入されたため」だという。飛鳥井雅道『明治大帝』(ちくま学芸文庫版、一九九四年、初出は一九八九年)、一一九頁。

(20) 前掲「韓帝讓位後ニ於ケル同国内ノ情勢并対韓政策ニ関シ稟申ノ件」、四八一頁。

(21) 「韓国先帝ノ陰謀排除ノ為韓国閣臣ノ執リタル措置ニ関スル件」(『日本外交文書』第四〇巻第一冊)、四八二頁。

(22) 『旧韓国官報』光武二年七月二三日号外。

(23) ただし、新元号は即日施行したのではなく、皇帝になると同時に改元を裁可した上で日官が吉日を択んで施行するという手続きを取った(『旧韓国官報』光武二年七月三〇日)。そうして、八月三日から「隆熙」年号が施行された。

(24) 『純宗実録』光武二年七月二五日。官報掲載は八月一日。

(25) 『旧韓国官報』光武二年八月一日。

(26) 金吉信前掲論文、三四頁。

(27) 高木博志「近代天皇制の文化的研究」(校倉書房、一九九七年)の第三章「国際社会における天皇就任儀礼の交換性と固有性」、参照。

(28) 『旧韓国官報』隆熙元年八月一六日号外。

(29) 『皇城新聞』一九〇七年八月二〇日雑報「断髮令発布」。

(30) F・A・マッケンジー(渡辺学訳注)『朝鮮の悲劇』(平凡社東洋文庫、一九

- 七二年、一六三—一六五頁。
- (31) アーソン・グレブスト(高演義・河在龍訳)『悲劇の朝鮮』(白帝社、一九八九年)、一七八頁。
- (32) 『統陰晴史』隆熙元年丁未八月二十七日。
- (33) 拙稿「大韓帝国成立前後の対外的態度」(『東洋文化研究』一、学習院大学東洋文化研究所、一九九九年三月)、二五七—二五八頁。
- (34) 『旧韓国官報』隆熙元年八月二十五日号外。
- (35) 『旧韓国官報』隆熙元年九月一六日、および『韓末近代法令資料集』VI、四四四頁。
- (36) 『旧韓国官報』隆熙元年九月一六日号外。
- (37) 『統陰晴史』隆熙元年丁未九月一七日。
- (38) 『皇城新聞』一九〇七年一〇月四日雑報「幸行盛儀」。
- (39) 『皇城新聞』一九〇七年九月一七日雑報「礼服指揮」。
- (40) 「陰謀嫌疑ノ韓国宮内大臣朴泳孝等就縛ニ関スル韓国駐劄軍司令官報告移牒ノ件」(『日本外交文書』第四〇巻第一冊、四九一頁)。
- (41) 『統陰晴史』隆熙元年丁未一二月一三日。
- (42) ただ万寿聖節は学校の休業日ではないが、それに合わせた行事が行われた。光武年間の国慶日については、前掲拙稿「大韓帝国成立前後の対外的態度」、二五二頁、参照。
- (43) 『旧韓国官報』隆熙元年一二月一十九日。
- (44) 高木博志前掲書、第二章「一八八〇年代の天皇就任儀礼と『旧慣』保存」、八一—八三頁。
- (45) 坂江涉「古代東アジアの王権と農耕儀礼」(鈴木正幸編『王と公』柏書房、一九九八年)、一六頁。
- (46) 同右、五一頁の註一四。
- (47) 『大韓民報』一九〇九年七月六日雑報「御親刈の従刈」。
- (48) 『旧韓国官報』隆熙元年八月一七日。
- (49) 「魚潭少将回顧録」(市川正明編『日韓外交史料』一〇、原書房、一九八一年)、一〇八頁。魚潭は当時侍従武官。また、『大韓毎日申報』一九〇七年八月九日雑報「嘉礼儀節」、同八月一一日雑報「儲宮定妃説」などには、皇太子がまもなく結婚すること、その相手は李完用の娘であるらしいなどの風説が報じられている。
- (50) 垠の日本留学については、小野島幸子「韓国併合に関する一考察」(『北大史学』二八、一九八八年八月)、参照。
- (51) 同右、四三—四四頁。
- (52) 「大皇帝雖昏庸、尚能可否事、今上則天資痴闇、不省飢飽寒燠、群小擲揄、無所不至」(『梅泉野録』、四三三頁)。
- (53) 『大韓毎日申報』一九〇七年一二月一七日論説「韓国皇太子の日本修学」。
- (54) 『大韓毎日申報』一九〇七年一〇月四日雑報「藏衣脱却」。
- (55) 『皇城新聞』一九〇七年九月一〇日雑報「博覧会来信」。
- (56) 『皇城新聞』一九〇七年九月一二日雑報「御写真奉安説」。
- (57) 『皇城新聞』一九〇七年一二月一一日雑報「御真奉安」。
- (58) 『皇城新聞』一九〇七年一二月一四日雑報「学訓各校」。
- (59) 『皇城新聞』一九〇八年二月二三日雑報「御真発送」など。
- (60) 趙景達氏は、この日に全羅北道益山郡の昌東学校の生徒が「郡街で御真影を拝して祝賀の万歳三唱を行つた事例を紹介している。趙景達前掲書、四二八

- (61) 他に『大韓毎日申報』一九〇八年五月二二日雜報「御真奉安」など。
- (62) 『皇城新聞』一九〇六年三月三日雜報「慶祝景況」。
- (63) 『皇城新聞』一九〇六年九月五日雜報「慶節停公」。
- (64) 『皇城新聞』一九〇六年九月四日雜報「万寿聖節慶祝盛況」。
- (65) 『皇城新聞』一九〇六年一月五日雜報「紀元慶祝」。
- (66) 『皇城新聞』一九〇七年八月二日雜報「慶祝訓飭」。
- (67) 『皇城新聞』一九〇七年八月二日雜報「學校慶祝指揮」。
- (68) 当日の様様については、『皇城新聞』一九〇七年八月二九日雜報「一般大慶祝」。
- (69) 漢城府民会については、前掲拙稿「保護条約以後の『実力養成運動』の論理と活動」、参照。
- (70) 『皇城新聞』一九〇八年八月二九日雜報「紀元慶祝の人民表誠」、同「学徒慶祝」。
- (71) 『大韓毎日申報』一九〇八年三月七日雜報第三面廣告。
- (72) 『大韓毎日申報』一九〇八年三月二日雜報「慶祝盛況」。
- (73) 『旧韓国官報』隆熙元年二月二五日。
- (74) 『大韓毎日申報』一九〇八年三月二日雜報「動駕節次」。
- (75) 前掲「慶祝盛況」。
- (76) 『大韓毎日申報』一九〇八年三月二九日雜報「御臨園」。
- (77) 『皇城新聞』一九〇九年一月三十一日雜報「商会調査及付託」。
- (78) 『皇城新聞』一九〇七年八月三十一日雜報「事熱宜然」。
- (79) 『皇城新聞』一九〇八年五月二七日雜報「断髮理由」。
- (80) 『皇城新聞』一九〇八年九月二二日雜報「首先剃髮」、同九月二四日雜報「面長一切断髮」。いずれも京畿道に関する記事。
- (81) 『大韓毎日申報』一九〇八年七月二六日雜報「削後接見」。
- (82) 『皇城新聞』一九〇八年五月一七日雜報「斯文開明」。
- (83) 『統陰晴史』隆熙二年戊申五月一五日。
- (84) 『大韓毎日申報』一九〇七年九月一日雜報「郷客言帰」。
- (85) 『大韓毎日申報』一九〇七年二月一三日雜報「不許入廟」。
- (86) 『皇城新聞』一九〇八年二月二日雜報「理髮組合所」。
- (87) 『皇城新聞』一九〇七年一月二六日雜報「学徒の新精神」。
- (88) 『皇城新聞』一九〇七年一月二六日雜報「慶祝狀況追報」。
- (89) 『皇城新聞』一九〇七年一月二六日雜報「開城学徒上京」。
- (90) 『皇城新聞』一九〇八年一月二八日雜報「国民礼服」など。
- (91) 『大韓毎日申報』一九〇八年八月七日雜報「国民礼服擬定」。
- (92) 『皇城新聞』一九〇八年八月一八日雜報「学部慶祝式」。
- (93) 『皇城新聞』一九〇八年一〇月一日雜報「学徒祇送迎の要項」。
- (94) 『皇城新聞』一九〇八年六月二三日雜報「反如下隸」。
- (95) 春畝公追頌会『伊藤博文伝』下(統正社、一九四〇年、八〇〇—一八〇一頁)。
- (96) 佐々木克「明治天皇の巡幸と『臣民』の形成」(『思想』八四五、一九九四年一月)、一〇五—一〇九頁。
- (97) 『皇城新聞』一九〇九年一月三〇日雜報「平壤奉迎奉送節次」。
- (98) 『皇城新聞』一九〇九年一月二五日雜報「宋氏慌悚」。一月一三日大田駅で懷徳郡の前参判宋道淳に対して。
- (99) 『皇城新聞』一九〇九年一月二五日雜報「自願断髮漸多」。南巡についての記

事。

(100) 同右。なお、前掲『伊藤博文伝』下には、「韓人中断髪の龍顔を拝し、蓄髪は畏れ多しとて、即日断髪せし者、馬山にて四十余人、釜山にては六百余人に達した」(八二一頁)とある。

(101) 『皇城新聞』一九〇九年二月五日雑報「断髪人数」。

(102) 前掲拙稿「大韓帝国成立前後の対外的態度」、二五五―二五六頁。

(103) 『皇城新聞』一九〇九年一月三〇日雑報「下詢墳墓」。

(104) 『皇城新聞』一九〇九年一月二七日論説「大駕西巡」。

(105) 俵孫一「巡幸ト地方教育」(渡部学・阿部洋編『日本植民地教育政策史料集成(朝鮮篇)』六六、龍溪書舎、一九九一年、所収)、七頁。

(106) 華山錦雲「断髪ニ干スル檄告(丁未七月)」(琴秉洞解説『秘 暴徒檄文集』

緑陰書房、一九九五年)、四六頁。

(107) 『皇城新聞』一九〇八年一〇月二三日雑報「断髪豆暴徒益熾」。

(108) 『皇城新聞』一九〇八年六月一日雑報「不得已許施」。

(109) 『皇城新聞』一九〇八年九月五日雑報「惜髪辞職」。忠清北道陰城郡の事例。

(110) 『皇城新聞』一九〇八年一〇月二日雑報「面長拒絶断髪」。京畿道広州郡の事例。

(111) 『大韓毎日申報』一九〇七年八月一七日雑報「薙髪提議」。

(112) 前掲「巡幸ト地方教育」、七一―八頁。

(113) 『大韓毎日申報』一九〇九年一月二日雑報「韓皇陛下の地方 巡狩キハシ、理由」。同紙はこの記事によって押収処分を受けている。なお、この記事には巡幸

の理由についてもう一点、日本が義兵を鎮圧し韓国皇室を「善護」することを

「衆人に表示」してこそ併合が容易に行なわれるということを挙げている。趙

景達氏はこの点が見抜いていたために、真相を突かれた日本が押

収したと述べている(ただし趙氏は併合の点には触れていない)。趙景達前掲書、

四二九頁。巡幸の時点で伊藤は日本に掌握された皇帝の下に韓国民を統合し、

この記事は真相を突いているとえる。ただ、この記事の押収の第一の理由は、

当時流布していた高宗の日本誘致説や、近い将来併合が行われるという風説を

掲載したことにあると考えられる。「大韓毎日申報」の巡幸記事の意義は、真相

を突いているかどうかよりも、民間に流布している風説を取り込んだことにあ

る。

(114) 『統陰晴史』隆熙三年己酉正月八日。

(115) 同右、隆熙三年己酉正月九日。

(116) 『大韓毎日申報』一九〇九年一月一七日雑報「釜山献忠」。

(117) 『大韓毎日申報』一九〇九年一月一七日雑報「馬港民気」。

(118) 前掲「巡幸ト地方教育」、一二頁。

(119) 前掲「巡幸ト地方教育」、二八頁。

(120) 『大韓毎日申報』一九〇九年二月三日雑報「爆裂有聲」。

(121) 『大韓毎日申報』一九〇八年九月三日雑報「祝賀会大風波」。なお、ここで妓

生が国体に対比されて賤しい存在になっていることも注目してよいだろう。

(122) 『大韓毎日申報』一九〇九年二月二日雑報「宣校抗論」。

(123) 『大韓毎日申報』一九〇九年二月三日雑報「平壤消息」、同二月四日「学校特

色」。

(124) 『大韓毎日申報』一九〇九年二月九日雑報「不失本義」。

(125) 前掲「巡幸ト地方教育」、二九頁。

- (126) 『大韓毎日申報』一九〇九年二月五日雜報「安氏正論」。
- (127) 『大韓毎日申報』一九〇九年二月一日雜報「為国祈禱の落涙」。
- (128) T・フジタニ(米山リサ訳)『天皇のページェント』(日本放送出版協会、一九九四年、九五―一〇六頁。なお、本稿は「国家のフォークロア」に対する着目など、同書の方法論に示唆を受けたものである。
- (129) 『大韓毎日申報』一九〇九年二月七日論説「渾一団自国精神」。
- (130) 『大韓毎日申報』一九〇九年八月二三日論説「論忠臣」。
- (131) 『大韓毎日申報』一九〇九年一月二日論説「国民の魂」。
- (132) 『大韓毎日申報』一九〇八年八月二日論説「国粹保全説」。
- (133) 白凡金九先生全集編纂委員会編『白凡金九先生全集』一(대한매일신보사, 서울, 一九九九年)収録の「真筆本」(二三二頁)、およびその「直解」(四三四頁)によって訳出した。なお、梶村秀樹訳注『白凡逸志』(平凡社東洋文庫、一九七三年)、一六五頁を参照した。
- (134) 前掲拙稿「独立協会の『国民』創出運動」、三九頁の註二一。
- (135) 『韓国ノ保護及併合』(朝鮮總督府、一九一八年)、三三二頁。
- (136) 『漢城新聞』(『皇城新聞』改題)一九一〇年九月九日雜報「鹵簿儀節」。
- (137) 『皇城新聞』一九〇九年二月一日雜報「三月東巡」。
- (138) 『純宗実録』一九一七年九月二日。
- (139) 海野福寿前掲論文、三七八頁。
- (140) その矛盾が皇室問題において露呈したのが、王世子垠と梨本宮方子の結婚問題に起因した皇室典範改正問題であり、これをめぐって帝室制度審議会と枢密院に内閣を巻き込んで紛争が起こった。この紛争については、高久嶺之介「大正期皇室法令をめぐる紛争」上・下(『社会科学』三三・三四、同志社大学人文科学研究所、一九八三年二月、一九八四年三月)、参照。
- (141) 一九一三年三月には「大昌神武元年李復皇帝位」という「匿名書」が鐘閣に貼られ、「人民数千名」が大漢門前で万歳を唱えている。『統陰晴史』癸丑三月一六日。
- (142) 이운상 「평안도 지방의 三・一운동」、이지원 「경기도 지방의 三・一운동」、いずれも한국역사연구회・역사문제연구소 収録 『三・一 민족해방운동 연구』(정년사, 서울, 一九八九年)、所収。
- (143) 이지원前掲論文、三四四頁。
- (144) 趙景達前掲書、参照。
- (145) 『統陰晴史』庚申(一九二〇年)八月二五日。
- (146) 『梅泉野録』隆熙三年、五〇九頁。なお、「独立万歳」には民衆の民族主義の表出という意味が与えられるのが通説であるが、しかしこのような万歳に込められた様々な民衆の心性を総体的に把握する必要がある。朝鮮近代史研究における民衆論の現況と問題点について、並木真人「植民地期朝鮮政治・社会史研究に関する試論」(『朝鮮文化研究』六、一九九九年三月)に示唆を受けた。
- (147) たとえば、現行の大韓民国愛国歌の歌詞は大韓帝国期に淵源をもつが、現行の歌詞の四番の「この気像とこの心で忠誠を尽くし」は、一九〇五年の時点で「この気像とこの心で君主に仕え」であった。またリフレーンの「無窮花」は、大韓帝国初期において帝国と皇帝の「無窮」を象徴するものであった。詳しくは稿を改めて論じてみたい。
- (148) 丹齋申采浩先生記念事業会『丹齋申采浩全集』下(螢雪出版社, 서울, 一九八二年改訂第三版)、所収。

Ito Hirobumi's Plan to Exploit the Korean Royal Family and The People's Response: One Aspect of Growing Korean Nationalism

TSUKIASHI Tatsuhiko

It has been argued that on the occasion of the "abdication" of Kojong 高宗 from "the throne" of Korea in 1907, Ito Hirobumi, then resident-general of Korea, contrived a plan to utilize the Korean royal family to his advantage. The present article examines from contemporary newspaper articles the evolution of such a plan and the response to it by the Korean people, in order to discuss the development of Korean nationalism at the time.

The essence of Ito's plan was not only to bend the hearts and minds of the Korean people to Japan's will, but also to help cultivate and "civilize" the Korean royal family. The enthronement ceremony held for the new king, Sunjong 純宗, in August 1907 featured the Korean monarch with his hair cut short and dressed in military uniform, an image much different than before. From that time on, this new image was widely advertised through processions, photographs and royal tours of the country.

This new royal image and its wide diffusion turned the Korean monarch into a much more "visible," public figure, and was an attempt to compel those who "saw" him to mimic his appearance and manners. As a matter of fact, a second hair bobbing order was issued in Korea just before the enthronement ceremony, showing that the Japanese colonial government put much emphasis on changing the personal appearance of the Korean people. The people were also mobilized for events commemorating the anniversary of the enthronement, which helped to popularize the custom of cheering the monarch in unison with the salutation, "*manse!*" (万歳; Long live the king!).

Korean newspapers at the time initially lent their support to measures arising from Ito's plan; however, on the occasion of the royal tour by Sunjong during January and February 1909, the editorial stance of the *Korean Daily News* (Taehan Maeil Sinbo 大韓毎日申報) began to change. During the tour, crowds began shouting anti-Japanese slogans, and a movement arose against the raising of the Japanese national flag at such events. By merely reporting such occurrences, the *Daily News* was taking an editorial stance supporting a persistent ethnic consciousness on the part of the Korean people. Moreover, in opposition to the hold that Japan seemed to have gained on the royal family, the *Daily News* went as far as to criticize and refute the idea of loyalty to the monarch, thus helping to nurture "nationalism stemming from anti-Japanese resistance" 抗日ナショナリズム.

With the official annexation of Korea by Japan in August 1910, the Korean royal family ceased to exist as such, but the former monarch continued to make public appearances from time to time; and this worked to re-implant the idea of empire in the minds of the people. Such memories would play an important role in the March First Movement in 1919, the experience of which would develop the term "anti-Japanese resistance-fueled nationalism" further as part of the political vocabulary of the day.